

**第5期岸和田市障害福祉計画・
第1期岸和田市障害児福祉計画**

平成30年3月

岸和田市

◆◇◆目次◆◇◆

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	主要な障害者関連法律の制定・改正の動き	2
3	計画の対象	5
4	計画の位置づけ	5
5	計画の期間	6
6	計画の策定体制	6

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1	障害のある人の状況	8
(1)	障害者手帳所持者数の推移	8
(2)	医療受給者からみた障害のある人の状況	11
2	障害のある人の生活の様子と課題	12

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念と基本的な視点	21
2	第5期障害福祉計画における成果目標	23
(1)	施設入所者の地域生活への移行	23
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	24
(3)	地域生活支援拠点等の整備	25
(4)	福祉施設から一般就労への移行	25
(5)	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	29
3	第1期障害児福祉計画における成果目標	30
(1)	児童発達支援センターの設置	30
(2)	保育所等訪問支援の充実	30
(3)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	31
(4)	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を 図るための協議の場の設置	31

第4章 事業計画

1	障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	32
2	第5期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策	33
(1)	訪問系サービス	33
(2)	日中活動系サービス	39
(3)	居住系サービス	50
(4)	相談支援	54

3	第5期障害福祉計画／地域生活支援事業の見込量と確保策	58
(1)	必須事業	58
(2)	任意事業	67
4	第1期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策	70
(1)	障害児通所支援	71
(2)	障害児訪問支援	73
(3)	障害児相談支援	73
(4)	医療的ケアが必要な児童の支援のためのコーディネーターの配置	74
(5)	子ども・子育て支援事業計画との連携	75
5	計画の推進	79
(1)	計画の推進体制	79
(2)	計画の進行管理	80

資料編

1	計画の策定経過	81
2	用語の説明	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市においては、平成19年3月に第1期障害福祉計画を「第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画」として一体的に策定しました。

その後、平成24年には障害福祉計画策定の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が成立し、平成25年4月に施行されました。この法律の「障害者自立支援法」からの主な改正点は、次の4点でした。

- ① 制度の谷間を埋めるため、障害のある人の範囲に「難病等」を加えたこと
- ② 従来の「障害程度区分」を改め、障害の程度の判断に心身の状態を配慮することができる「障害支援区分」を創設したこと
- ③ 障害のある人に対する支援として、重度肢体不自由等で常時介護を要する重度訪問介護の対象を拡大したことや、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化したこと。また、障害のある人の地域での生活に関する支援、啓発活動を拡大したこと
- ④ 障害福祉サービス等の提供体制を確保するサービス基盤の計画的な整備を行うこと

「第4期岸和田市障害福祉計画」（以下、「第4期計画」という。）は、「障害者総合支援法」に基づく計画として平成27年3月に策定されましたが、平成29年度をもって計画期間が終了することから、計画の見直しを行うことになりました。

第4期計画期間中の平成28年6月には、計画策定に関して根拠法となる「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布及び一部施行され、計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）も改正されました。

また、障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

このたび策定する計画は、第4期計画に係る成果目標及び年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえるとともに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び基本指針に基づき、具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るため、「第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画」として策定します。

2 主要な障害者関連法律の制定・改正の動き

第4期計画策定以降の主要な障害者関連法律の制定・改正は、以下のとおりです。

(1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年4月施行）

障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されています。

- ① 「差別の解消の推進に関する基本方針」平成27年2月24日閣議決定
- ② 関係府省庁における対応要領、事業分野別の対応指針の策定
・・・市町村の対応要領の策定済みは平成29年4月時点で61.6%

(2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」 （平成28年4月施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務*）を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況を踏まえ、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることが規定されています。

※合理的配慮の提供義務については、事業主に、障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。（ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。）

(3) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（平成28年5月施行）

認知症、知的障害その他の精神上の障害のある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度について、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定められました。

(4) 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」 （一部の規定を除き、平成30年4月施行）

障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、改正されました。その概要は、次のとおりです。

① 障害のある人の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助利用者などを対象に、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行う「自立生活援助」サービスを新設する。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」サービスを新設する。
- 重度訪問介護利用の最重度の障害者に対し、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

- 長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の障害のある人が、65歳になり介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」サービスを新設する。
- 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとする。
- 障害児のサービスに係る提供体制を計画的に確保するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与も可能とする。
- 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、必要な規定を整備する。

(5) 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」

（平成28年8月施行）

改正のポイントとしては、次の6点です。

- 目的に、障害者基本法の理念に則り、共生社会の実現に資することとしている。
- 発達障害者の定義を、発達障害及び「社会的障壁」により日常生活または社会生活に制限を受ける者と規定し、「社会的障壁」とは、発達障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと規定する。
- 基本理念に、発達障害の支援は「社会参加の機会の確保、地域社会における他の人々との共生が妨げられないこと」や「社会的障壁の除去に資すること」「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携のもとに、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行うこと」を規定する。
- 国及び地方公共団体の責務として、総合的な相談体制を整備する。
- 国民の責務の改正として、個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努めることとしている。
- 発達障害児者の支援のための施策として、発達障害の疑いのある場合の支援、普通級に通う発達障害児に対する支援計画や指導計画の作成、就労支援及び就労定着支援、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける意思疎通の手段の確保等の配慮、家族等への情報提供や相互の支え合い活動の支援等を規定する。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正)

平成29年5月26日の「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立後、「社会福祉法」が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされています。

介護保険との関係では、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるなどがあげられています。

また、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、次のことがあげられています。

～我が事・丸ごとの地域共生社会の実現～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

	「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」	市町村域等
根拠	① 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 社会福祉法 第106条の3第1項第1号	③ 市町村における包括的な相談支援体制 社会福祉法 第106条の3第1項第3号
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくりの3つの方向性 ⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成 ●他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべき ●制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけではなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要 ●協働の中核を担う機能が必要 ●協議の場やコーディネーター機能を担う人は、市町村で調整

資料:「地域力強化検討会最終とりまとめ」(平成29年9月12日)等より抜粋

3 計画の対象

本計画で、「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1項の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障害のある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

4 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、次の2つの法定計画として位置づけられます。

- ① 「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画（第5期）
- ② 「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、市町村障害児福祉計画（第1期）

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策などを定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障害児福祉計画は、これまで障害福祉計画に含まれていた障害児支援について、改正児童福祉法に基づき、サービス提供体制の構築を図ることを目的に新たに策定するものです。

両計画は、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方を踏まえるとともに、本市の実情を加味した内容としています。

(2) 他の計画との関係

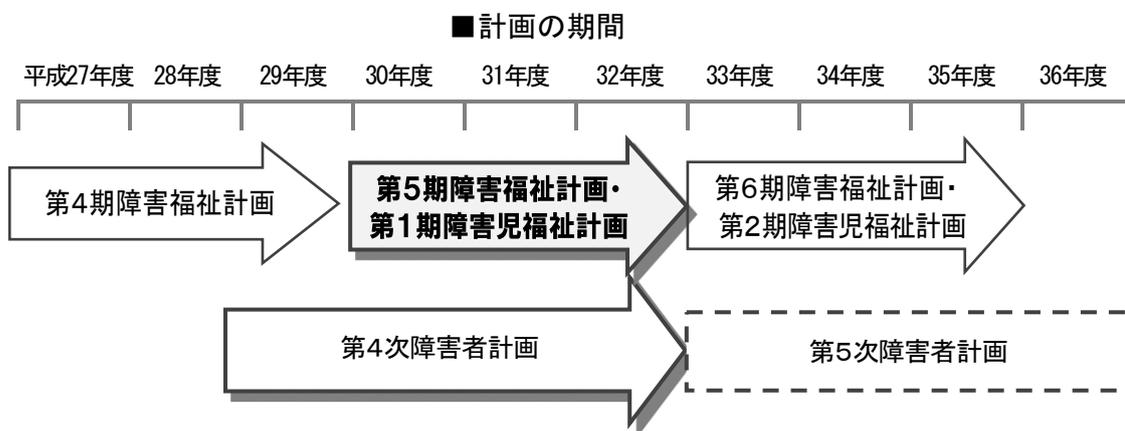
本計画は、市の最上位計画である「第4次岸和田市総合計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」をはじめ、「第4次岸和田市障害者計画」「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」「岸和田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」との整合を図り策定します。

また、まちづくりを進めるにあたって基本となる「岸和田市自治基本条例」の趣旨に即して、本計画を推進します。

5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれも、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、市民の参画を得るとともに、市民ニーズを踏まえるため、次のような機会を設定しました。

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会

学識経験者、障害者（児）団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者などによる「岸和田市障害者施策推進協議会」において審議を行いました。

(2) 福祉に関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料として、また、今後、本市が障害福祉施策を進める上で参考とさせていただくために、生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援に対する意向などを把握するため、障害のある児童及び障害のある人のそれぞれを対象に、アンケート調査を実施しました。

■福祉に関するアンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、平成29年4月1日現在、18歳未満の児童 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び自立支援医療(精神通院)受給の方で、平成29年4月1日現在、18歳以上の方
調査方法	配布・回収共に郵送による
調査期間	原則、平成29年8月中旬から9月5日とし、その後、9月25日まで回収
配布・回収状況	① 18歳未満 配布数:170件 回収数:65件 回収率:38.2% ② 18歳以上 配布数:2,299件 回収数:1,160件 回収率:50.5%

(3) パブリックコメントの実施

計画（素案）に対する市民の意見を広く募集し、その意見を計画に反映するため、パブリックコメントを平成30年2月6日（火）から3月8日（木）まで実施しました。閲覧場所は、障害者支援課、広報公聴課情報公開コーナー、福祉総合センター、東岸和田・山直・春木・八木・桜台の各市民センター、山滝支所としたほか、市ホームページに掲載しました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

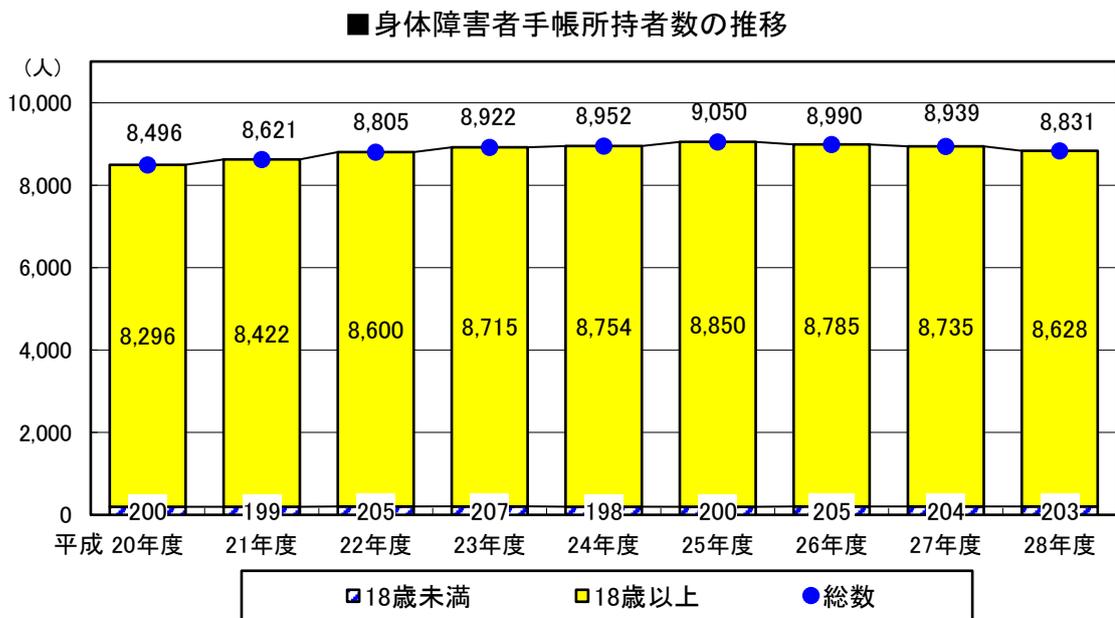
1 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の平成20年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続けてきましたが、平成25年度の9,050人をピークに減少傾向を示し、平成28年度では8,831人となっています。

18歳未満は大きな変化はなく200人前後で推移しています。18歳以上は年々増加してきましたが、平成25年度の8,850人をピークに減少傾向を示し、平成28年度では8,628人となっています。

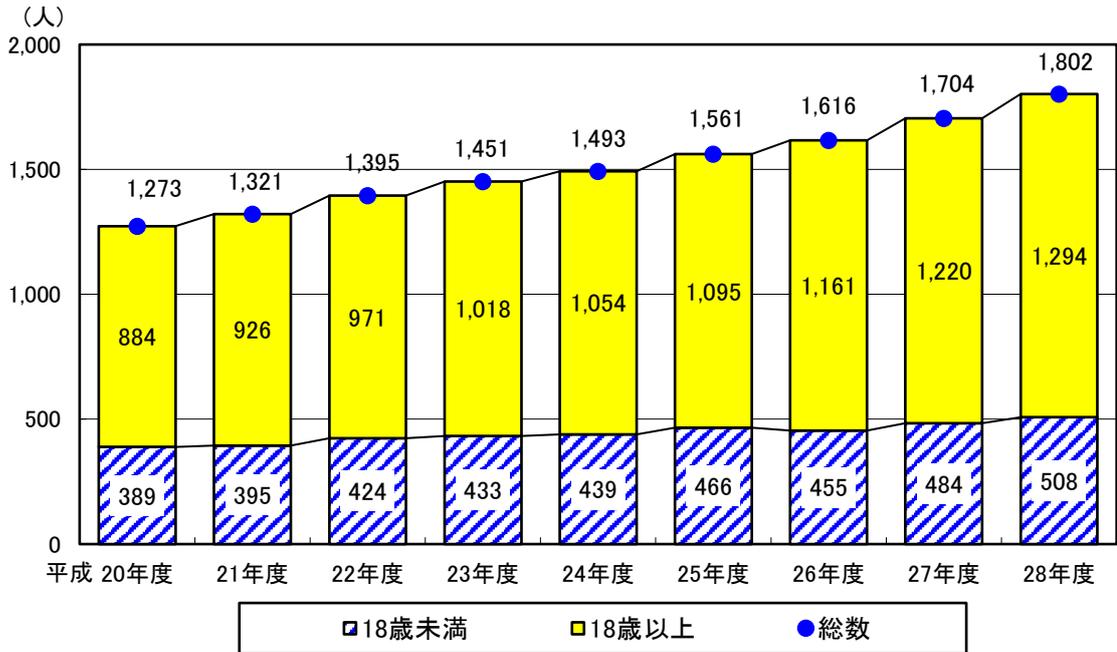


資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の平成20年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成28年度では1,802人となり、年間65人程度の増加となっています。18歳未満もおおむね増加を続け、平成28年度では500人を超えて508人となっています。18歳以上も年々増加し、平成28年度では1,294人となっています。

■療育手帳所持者数の推移



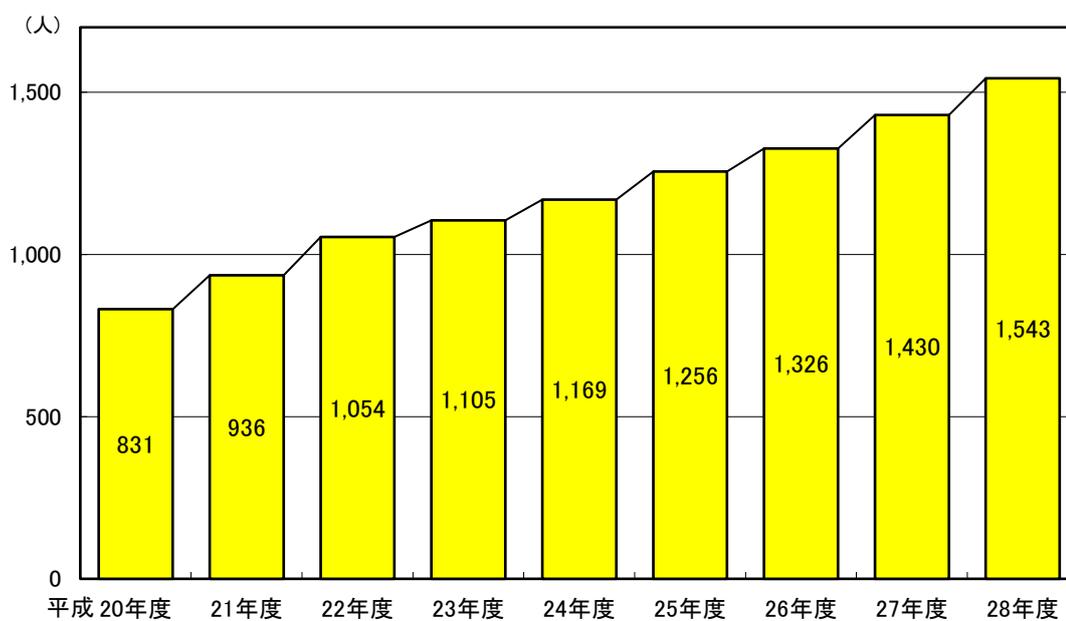
資料:障害者支援課調べ(各年度3月31日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の平成20年度以降の推移をみると、手帳所持者総数は増加を続け、平成28年度では1,543人となり、年間90人程度の増加となっています。

また、平成28年度では、18歳未満が55人、18歳以上が1,488人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



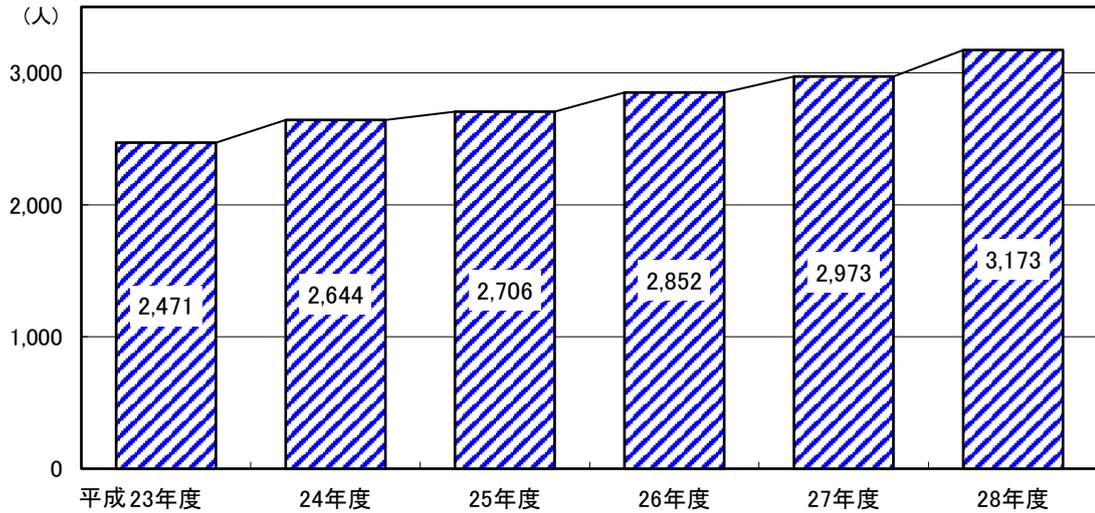
資料：障害者支援課調べ(各年度3月31日現在)

(2) 医療受給者からみた障害のある人の状況

① 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の平成23年度以降の推移をみると、年々増加し、平成28年度では3,173人となっていて、精神障害者保健福祉手帳所持者数のおよそ2.1倍となっています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

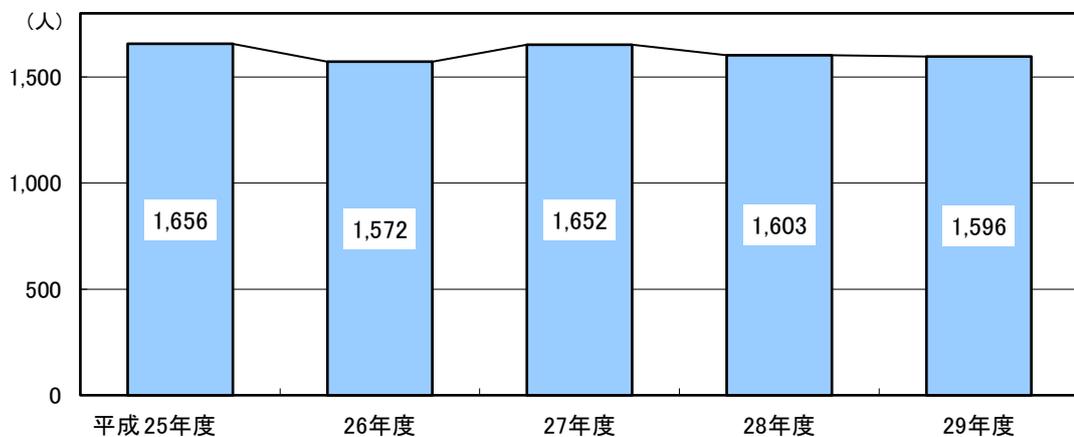


資料：障害者支援課調べ（各年度3月31日現在）

② 難病患者数の推移

特定疾患医療受給者証所持者数からみた難病患者数は、近年では1,600人前後で推移し、平成29年度では1,596人となっています。

■ 特定疾患医療受給者証所持者数の推移



資料：障害者支援課調べ（各年度4月1日現在）

2 障害のある人の生活の様子と課題

※文中、○は基本的には18歳未満対象調査から、●は18歳以上対象調査からの内容としています。

① 障害の状況について

○18歳未満調査から、高次脳機能障害と「診断された」は該当がなく、難病の認定を「受けている」は9.2%で、前回調査の6.7%より若干高くなっています。また、該当者（6人）のうち、4人が「重複障害」で、2人が「身体障害のみ」となっています。

○18歳未満調査から、発達障害と診断された児童は、回答者の52.3%と半数を超え、前回調査の46.7%より高くなっています。そのおよそ70%が「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」となっています。また、該当者（34人）のうち、「知的障害のみ」が58.8%で最も多くなっています。

○18歳未満調査から、発達障害の診断のきっかけは、「乳幼児健診」が大きいことがわかりました。

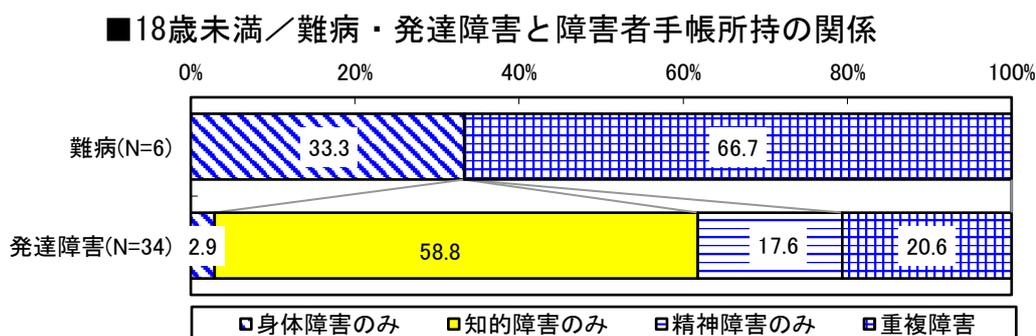
⇒保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性（発達障害の早期発見・早期対応への理解等）の啓発を進めることが必要です。

⇒保育・教育関係者に対する発達障害への正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」など、支援体制の強化が必要です。

○18歳未満調査から、発達障害の診断後の相談先として、「病院などの医療機関」や「保健所」が高くなっています。

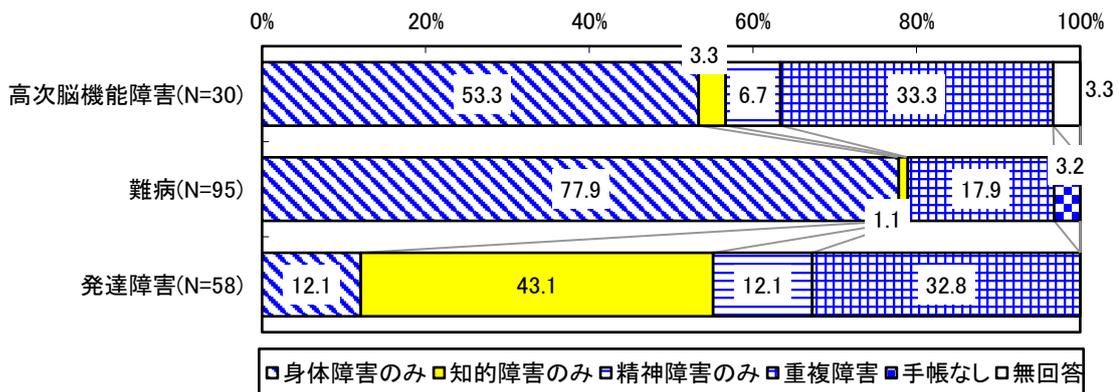
⇒生涯を通した支援の始まりとして、必要な助言や支援が総合的にいえるよう、医療機関や保健所、教育委員会、市の子育て担当、健康担当、障害担当等の連携や対応のとれる体制づくりが必要です。

○18歳未満調査から、医療的ケアが必要な児童は27.7%で、前回調査の24.4%より若干高くなっています。受けているケアの内容としては、「服薬管理」が15.4%などとなっています。



- 18歳以上調査から、高次脳機能障害と「診断されている」は2.6%で、前回調査の5.8%より低下しています。該当者の障害者手帳所持状況では、およそ半数が「身体障害のみ」で、「重複障害」が30%強などとなっています。
- 18歳以上調査から、国指定難病の認定を「受けている」は8.2%で、前回調査の12.9%より低下しています。該当者の障害者手帳所持状況では、およそ80%が「身体障害のみ」で、「重複障害」が20%弱、「手帳なし」が3.2%などとなっています。
- 18歳以上調査から、発達障害として「診断された」は5.0%で、前回調査の4.1%より若干高く、該当者の半数が「自閉症スペクトラム（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害）」となっています。また、障害者手帳所持状況では、発達障害の40%強が「知的障害のみ」、「重複障害」が30%強、などとなっています。
- 18歳以上調査から、医療的ケアが必要な人は42.1%で、前回調査の45.4%と大差ありません。受けているケアの内容としては、「服薬管理」が20.2%などとなっています。

■18歳以上／高次脳機能障害・難病・発達障害と障害者手帳所持の関係



② 育成・教育などについて

- 18歳未満調査から、育成・教育に関する支援の希望については、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」（73.8%）が最も高く、「就学・進路相談など相談体制の充実」（64.6%）、「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学校卒業後の各期の連続性のある支援」（56.9%）などと続きます。
- 18歳未満調査から、保護者の子どもについて困っていることや心配なことについては、「進学や訓練、就職などの進路」（73.8%）や「家族がいなくなった時の生活」（72.3%）が特に高く、次いで「主な介助者が病気や用事などの時の支援」（49.2%）、「災害など緊急時の対応」（47.7%）などと続きます。
⇒病気や緊急時、災害時などの対応の体制の充実が必要です。

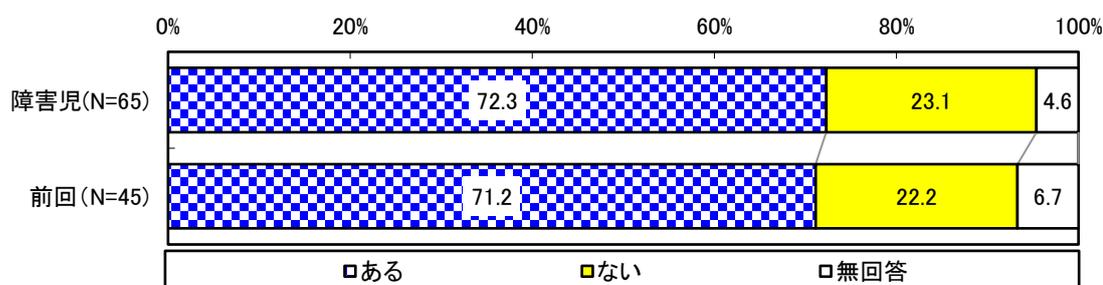
③ 差別や偏見について

○18歳未満調査から、障害のある人の社会参加への市民の理解について、「深まってきたと思う」が9.2%、一方、「深まっているとは思わない」が40.0%、「どちらともいえない」が44.6%となっています。「深まっているとは思わない」は「深まってきたと思う」のおよそ4倍と高くなっています。

●18歳以上調査から、障害のある人の社会参加への市民の理解について、「深まってきたと思う」が12.1%、「深まっているとは思わない」が22.5%、「どちらともいえない」が53.9%となっています。「深まってきたと思う」は大人が若干高い程度ですが、「深まっているとは思わない」は児童が大人のおよそ2倍と差が大きくなっています。

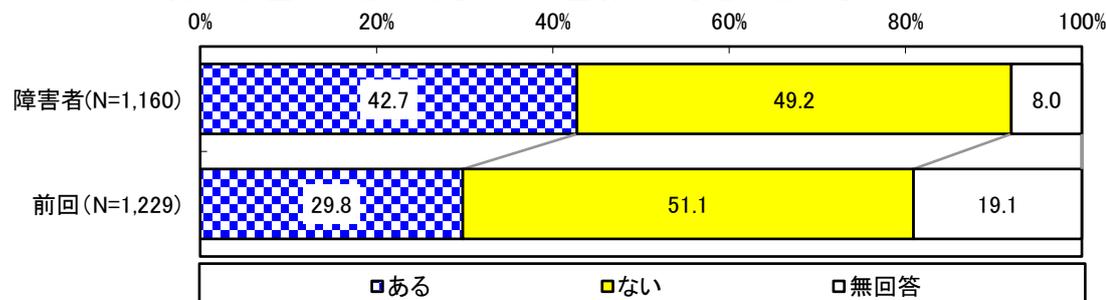
○18歳未満調査から、障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」は、「少しある」を合わせて72.3%で、前回調査の71.2%と大差ありません。

■18歳未満調査／障害があるために差別や嫌な思いをする（した）こと



●18歳以上調査から、障害があることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」は、「少しある」を合わせて42.7%で、前回調査の29.8%より高くなっています。また、年齢3区分別の「ある」では、青年層（18～39歳）が78.5%で最も高く、壮年層（40～64歳）が54.7%、高齢層（65歳以上）が28.9%となっています。障害種別の「ある」では、知的障害のみが71.1%で最も高く、精神障害のみが63.7%、重複障害が59.2%、身体障害のみが35.4%となっています。

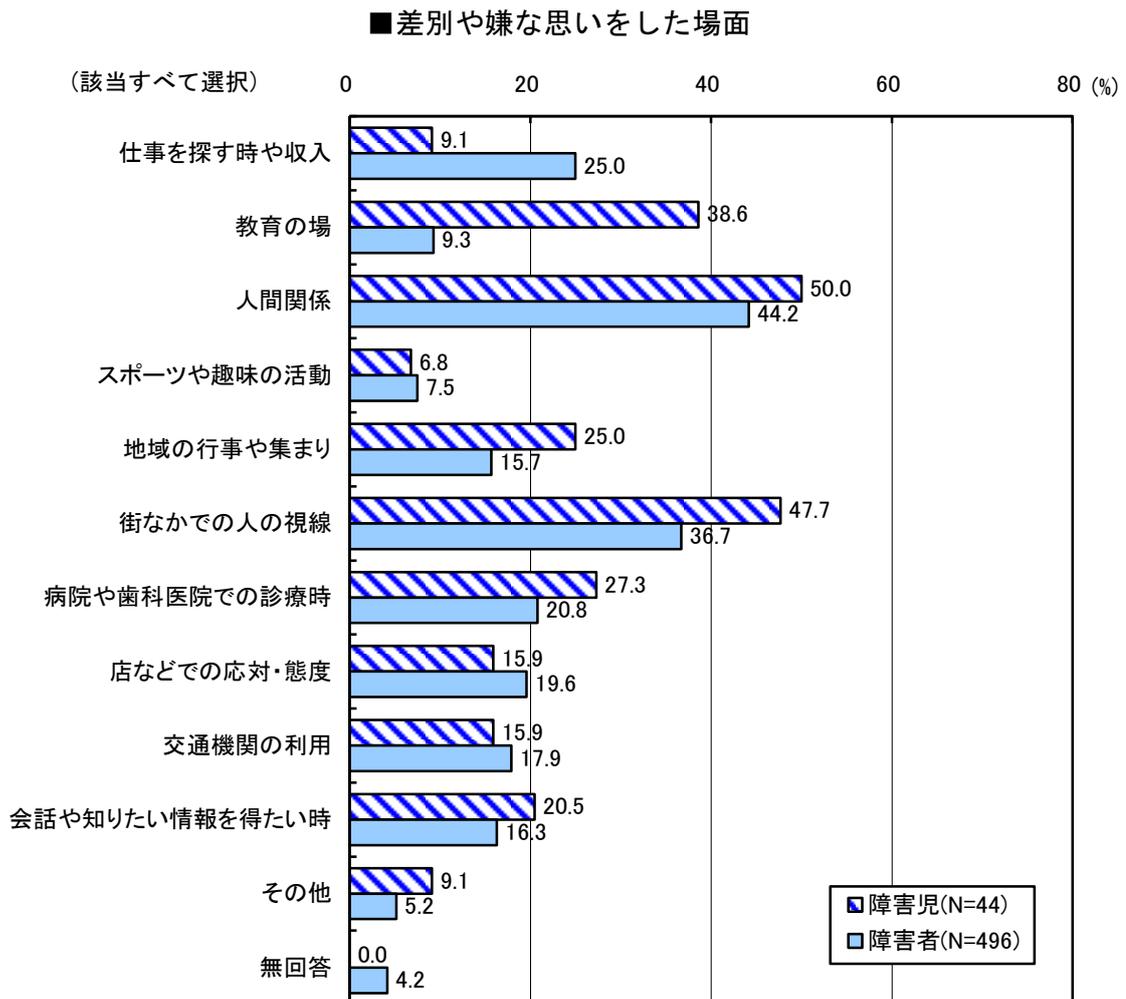
■18歳以上調査／障害があるために差別や嫌な思いをする（した）こと



○18歳未満調査から、差別や嫌な思いをした場面については、「人間関係」が50.0%で最も高く、次いで「街なかでの人の視線」(47.7%)、「教育の場」(38.6%)、「病院や歯科医院での診療時」(27.3%)、「地域の行事や集まり」(25.0%)などと続きます。

●18歳以上調査から、差別や嫌な思いをした場面については、「人間関係」が44.2%で最も高く、次いで「街なかでの人の視線」(36.7%)、「仕事を探す時や収入」(25.0%)、「病院や歯科医院での診療時」(20.8%)、「店などでの対応・態度」(19.6%)などと続きます。

⇒年齢や障害種別によっても、差別や偏見を感じる度合いが異なりますが、18歳未満も18歳以上も「人間関係」で嫌な思いをしたり差別を感じたことが多く、障害や障害のある人についての正しい知識を得ることや理解を深めることが必要です。また、単なる知識としての学習・啓発ではなく、身近な地域で近所づきあいや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解していくことが必要です。さらに、障害者差別解消法の市民への趣旨の徹底や、市役所をはじめ企業等における合理的配慮の推進が必要です。



④ 就労支援について

○18歳未満調査から、高校生等（回答者数：16人）は将来の仕事について、「障害特性に合った仕事をしたい」（37.5%）や「施設や作業所で仲間と一緒に働きたい」（31.3%）などが高くなっています。

⇒学校とハローワーク等労働関係機関等と連携した就労相談・支援の強化が必要です。

○18歳未満調査から、障害のある人の就労支援で必要なことについては、「職場に相談・指導してくれる人がいる」が86.2%で最も高く、次いで「職場の人に障害の理解がある」（83.1%）、「障害に合った仕事である」（81.5%）などと僅差で続きます。

⇒企業や商店等に対する障害や障害者に関する正しい知識と適切な対応についての啓発の推進を、大阪府や関係機関と一緒に進める必要があります。

●18歳以上調査から、全体では「仕事をしている」は17.3%となっています。仕事をしている人の形態については、「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が32.3%、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が27.9%、「自営業、農林水産業など」が20.4%、「その他」が10.9%、「正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある」が7.0%となっています。

●18歳以上調査から、未就労者の今後の就労意向について、全体では21.5%が「仕事をしたい」と回答し、特に青年層（18～39歳）では50.0%と高くなっています。また、障害種別では、精神障害のみが50.0%と高くなっています。

●18歳以上調査から、職業訓練について、「すでに職業訓練を受けている」及び「職業訓練を受けたい」は、それぞれ3.1%、17.6%で、前回調査の1.7%、9.8%より高くなっています。また、青年層では「すでに職業訓練を受けている」が10.8%、「職業訓練を受けたい」が42.3%と高くなっています。

●18歳以上調査から、障害のある人の就労支援で必要なことについて、全体では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（35.8%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（27.1%）、「通勤手段の確保」（27.0%）、「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」（26.4%）、「家族の理解、協力」（21.1%）などが上位にあげられます。青年層では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」や「在宅勤務の拡充」以外はどの項目も他の年齢層より高く、特に「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（65.4%）や「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」（50.0%）が50%以上と高くなっています。

⇒平成30年度には精神障害のある人の雇用義務化（障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えること）が始まることから、企業等に対する啓発が必要です。

⇒職業訓練とともに、コミュニケーション訓練等が合わせて行えるようなことが必要です。また、企業等と連携した在宅勤務の推進のための条件の検討などや、就労継続支援B型等事業所の工賃の底上げのための事業所等による協議や、工賃の高い事例等情報の収集と提供などが必要です。

⑤ サービス利用状況について

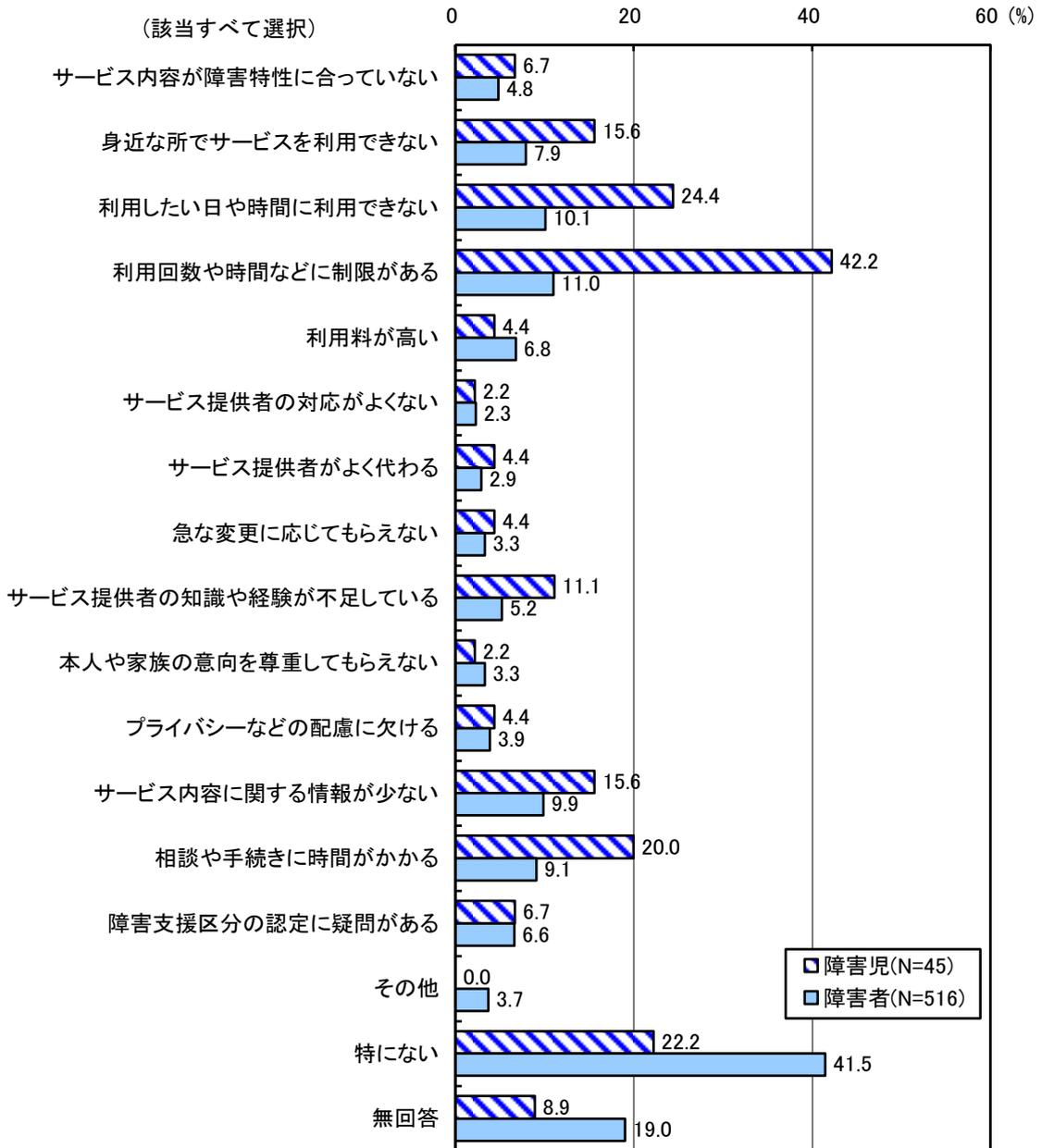
- 18歳未満調査から、障害福祉サービス等の利用率は69.2%で、利用サービスについては、「放課後等デイサービス」が68.9%でトップ、次いで「各種減免（割引）制度」（53.3%）、「医療費の助成」（40.0%）、「移動支援」及び「補装具や日常生活用具」（各26.7%）、「児童発達支援」（22.2%）などと続きます。
- 18歳以上調査から、障害福祉サービス等の利用率は44.5%となっています。年齢3区分別にみると、利用率は特に青年層（18～39歳）が高く68.5%、壮年層（40～64歳）が52.5%、高齢層（65歳以上）が35.5%となっています。障害種別にみると、知的障害のみが72.3%で最も高く、重複障害が62.6%、精神障害のみが54.5%、身体障害のみが36.9%となっています。
- 18歳以上調査から、利用サービスについてみると、「各種減免（割引）制度」が37.4%でトップとなっています。他には「自立支援医療」（19.0%）、「ホームヘルプサービス（居宅介護）」（18.2%）、「移動支援事業」（16.3%）、「生活介護」（13.0%）など分散しています。どの年齢層も、「各種減免（割引）制度」が30%を超えて最も高くなっていますが、これ以外では、青年層の「生活介護」及び「移動支援事業」（各29.2%）、「就労継続支援（A型・B型）」（25.8%）が特に高くなっています。

■18歳以上調査／年齢3区分別 障害福祉サービスの利用トップ5

年齢区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体(N=516)	各種減免(割引)制度 37.4%	自立支援医療 19.0%	ホームヘルプサービス 18.2%	移動支援事業 16.3%	生活介護 13.0%
青年層(N=89)	各種減免(割引)制度 34.8%	生活介護、移動支援事業 各29.2%		就労継続支援(A型・B型) 25.8%	ショートステイ・自立支援医療 各23.6%
壮年層(N=190)	各種減免(割引)制度 36.8%	自立支援医療 27.4%	ホームヘルプサービス 22.1%	移動支援事業 16.3%	就労継続支援(A型・B型) 15.8%
高齢層(N=232)	各種減免(割引)制度 38.8%	ホームヘルプサービス 17.7%	日常生活用具の給付 11.6%	移動支援事業 11.2%	自立支援医療 補装具の交付・修理各10.8%

- 18歳未満調査から、制度やサービスを利用して不満に思うことについては、利用者の68.9%があげ、その中では「利用回数や時間などに制限がある」が42.2%でトップ、次いで「利用したい日や時間に利用できない」（24.4%）、「相談や手続きに時間がかかる」（20.0%）などとなっています。
- 18歳以上調査から、制度やサービスを利用して不満に思うことについては、利用者の39.5%があげ、その中では「利用回数や時間などに制限がある」が11.0%でトップ、次いで「利用したい日や時間に利用できない」（10.1%）、「サービス内容に関する情報が少ない」（9.9%）などとなっています。

■ サービスを利用して不満に思うこと



○18歳未満調査から、サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」(52.6%)以外では、「サービスに関する情報がない」(15.8%)や「利用して嫌な思いをしたから」(10.5%)が高くなっています。

●18歳以上調査から、サービス未利用者がサービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」(36.2%)以外では、18歳未満と同様に、「サービスに関する情報がない」(20.2%)や「利用するまでの手続きがわからない」(15.4%)が高くなっています。

⇒サービスに関する情報の入手先や入手方法、サービス利用までの流れや手続きについての周知徹底が必要です。

○18歳未満調査から、成年後見制度の利用はなく、「今後の利用を考えている」は9.2%で、前回調査の11.1%より若干低下しています。一方、「名前も内容も知らない」が50.8%で、前回調査の51.1%と同程度となっています。

●18歳以上調査から、成年後見制度の利用は3.0%で、前回調査の1.0%の3倍となっています。また、「今後の利用を考えている」が4.5%で、前回調査と同率となっています。一方、「名前も内容も知らない」は34.1%で、前回調査の29.4%より高くなっています。

⇒成年後見制度の周知の強化と利用の利便性の向上などによる利用促進が必要です。

⑥ 日常生活で困っていること

●18歳以上調査から、日常生活で困っていることについては、「自分の健康のこと」が44.5%でトップ、次いで「老後のこと」(32.5%)、「通院や外出」(23.5%)、「自分や家庭の経済問題」(21.0%)、「介助者の健康や高齢化」(20.3%)などが上位にあげられます。

●年齢3区分別では、壮年層及び高齢層は順位に多少の違いはあるものの、トップ5は全体と同じ項目となっていますが、青年層は「介助者の健康や高齢化」及び「自分や家庭の経済問題」よりも「周囲との意思疎通」や「仕事や就職のこと」が高くなっています。

■18歳以上調査／年齢3区分別 日常生活で困っていることトップ5

年齢区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体(N=1,160)	自分の健康のこと 44.5%	老後のこと 32.5%	通院や外出 23.5%	自分や家庭の 経済問題 21.0%	介助者の健康 や高齢化 20.3%
青年層(N=130)	老後のこと 38.5%	自分の健康の こと 32.3%	通院や外出 31.5%	周囲との意思 疎通 29.2%	仕事や就職の こと 28.5%
壮年層(N=362)	自分の健康の こと 50.8%	老後のこと 38.4%	自分や家庭の 経済問題 27.9%	通院や外出 21.8%	介助者の健康 や高齢化 19.9%
高齢層(N=653)	自分の健康の こと 43.8%	老後のこと 28.5%	通院や外出 23.1%	介助者の健康 や高齢化 19.1%	自分や家庭の 経済問題 17.6%

●障害種別では、順位の違いはあるものの、どの障害も「自分の健康のこと」や「老後のこと」「通院や外出」があげられ、これ以外に、身体障害のみでは「自分や家庭の経済問題」や「介助者の健康や高齢化」が、知的障害のみでは「周囲との意思疎通」や「現金や預金通帳の管理」が、精神障害のみでは「自分や家庭の経済問題」

や「仕事や就職のこと」が、重複障害では「介助者の健康や高齢化」や「書類などを読んだり書くこと」が、それぞれあげられます。

■18歳以上調査／障害種別 日常生活で困っていることトップ5

障害種別	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
身体障害のみ (N=810)	自分の健康のこと 43.7%	老後のこと 30.5%	通院や外出 22.2%	自分や家庭の経済問題 20.4%	介助者の健康や高齢化 17.9%
知的障害のみ (N=83)	老後のこと、周囲との意思疎通 各32.5%		通院や外出 31.3%	自分の健康のこと 30.1%	現金や預金通帳の管理 27.7%
精神障害のみ (N=77)	自分の健康のこと 61.0%	老後のこと 42.9%	自分や家庭の経済問題 31.2%	通院や外出、仕事や就職のこと 各22.1%	
重複障害(N=147)	自分の健康のこと 46.9%	老後のこと 40.8%	介助者の健康や高齢化 34.0%	通院や外出 28.6%	書類などを読んだり書くこと 27.9%

⑦ 相談支援体制について

○18歳未満調査から、今後の相談支援体制についての保護者の希望では、「福祉の専門職を配置した相談窓口」が49.2%でトップ、次いで「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」(46.2%)、「家族の悩みを受け止める家族相談員」(40.0%)、「身近な地域で開設される福祉相談」(30.8%)などと続きます。

●18歳以上調査から、今後の相談支援体制についての希望では、「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が28.9%でトップ、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」(18.5%)、「家族の悩みを受け止める家族相談員」(14.5%)、「休日や夜間の電話相談」(13.0%)、「身近な地域で開設される福祉相談」(12.2%)などが僅差であげられます。

⇒精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや障害児支援のための保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携が求められている中で、総合的な相談・支援体制の構築などが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本的な視点

本市における障害のある人のための総合的な施策に関する基本的な計画は、現在、平成29年3月策定の「第4次岸和田市障害者計画」となっています。この計画の基本理念については、次のように設定しています。

だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会

障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現をめざします。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される「必要かつ合理的配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築とともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、様々な主体の参画により、社会全体で取り組むことをめざします。

本計画においても、この基本理念を掲げ、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画を総合的に推進するため、次の4つの点を重視します。

① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重しながら、意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要な障害福祉サービス及びその他の支援を受けながら、自立と社会参加が促進できるように、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害者手帳の所持者に限らず、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病等の疾患のある人及び障害のある児童が、身近な地域で障害種別によらない一元的なサービスを受けることができるよう、課題の改善に向けて、市が実施主体の基本となり、大阪府をはじめ関係機関、サービス提供事業所等と連携しサービスの充実に努めます。また、障害福祉サービス等の活用が促進されるように、障害のある人及びその家族等に必要な情報提供を進めます。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

国は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を目途に、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムにおいては、(1)医療（在宅医療等）、(2)介護（介護保険サービス等）、(3)予防（介護予防や健康づくり、生きがいづくり等）、(4)住まい（生活の基盤として必要な住まいの整備）、(5)生活支援（見守りやサロン活動、配食サービス、権利擁護等）が、日常生活の場で一体に提供されることをめざしています。

地域包括ケアシステムは、高齢者のみならず、障害のある人、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進することが求められています。

障害のある人については、自立生活支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労移行と就労定着支援といった課題に対応するとともに、障害のある人等の生活を地域全体で支えるため、対象によらない総合的・包括的なケアシステムの構築、深化・推進をめざします。

④ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童の健やかな育成を支援するため、障害種別によらない質の高い専門的な発達支援を行う、障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援体制の構築をめざします。

2 第5期障害福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第4期計画の検証

- 施設入所者については、平成27年度末時点で144人、平成28年度末時点で148人と増加しており、目標達成は困難な状況です。
- 地域移行目標数については、平成27年度が4人、平成28年度が2人、合計6人で、平成29年度に目標の18人を達成するのは、困難な状況です。

■第4期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数 (A)		146人	
目標	平成29年度末までの地域生活移行者数 (B)	18人 12.3%	国・大阪府指針では、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上 (B/A)
	削減見込み (C)	6人 4.1%	国・大阪府指針では、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上 (C/A)
実績	平成27年度末時点の入所者数	144人	
	平成28年度末時点の入所者数	148人	
	平成27年度末の地域生活移行者数	4人	
	平成28年度末の地域生活移行者数	2人	平成27・28年度累計6人 達成率：33.3%
	平成27年度末の施設入所者の削減数	3人	
	平成28年度末の施設入所者の削減数	△5人	

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行することを基本として設定する。また、第4期計画で未達成と見込まれる場合、その人数を加味して目標を設定する。

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、平成28年度末時点における施設入所者から2%以上を削減することを基本として設定する。

- 施設入所者の地域生活への移行について、平成28年度末時点の施設入所者は148人で、そのうち9%は13人ですが、第4期計画の未達成分を加味した3人を追加して16人と設定しました。これは、平成28年度末時点の施設入所者の10.8%となります。
- 施設入所者の削減数については、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、平成32年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を3人と設定しました。これは、平成28年度末時点の施設入所者の2.0%となります。

■第5期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	平成28年度末時点の入所者数 (A)	148人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標値	①平成32年度末までの地域 生活移行者数 (B)	16人	施設入所からグループホーム等へ 移行した者の数
		10.8%	移行割合 (B/A)
目標値	②平成32年度末の削減見込数 (C)	3人	施設入所者の削減見込数
		2.0%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定する。

- 本市としては、平成32年度末までに、自立支援協議会等を活用した保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。
- また、本計画と同時期策定の岸和田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、様々な分野における施策の推進に向け、地域が一体となって高齢者を支える体制の構築をめざしています。地域包括ケアシステムについては、このような取組とも連携し、精神障害のみならず、すべての障害のある人や児童など、市民の誰もが安心して暮らせる支援体制の構築をめざします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村または各圏域に、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目標として設定する。

○本市としては、自立支援協議会にワーキンググループを設置して検討を行い、平成32年度末までに面的な体制整備を行います。

■面的な体制とは、グループホームや障害者支援施設に機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）を付加した拠点施設を整備するのではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制のことです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労への移行者数の増加

第4期計画の検証

●福祉施設から一般就労への移行については、平成27年度が14人、平成28年度が16人で、目標の34人の達成は困難な状況です。

■第4期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者 (A)		6人	平成24年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数
目標	平成29年度の一般就労移行者数 (B)	34人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数
		5.7倍	(B/A)
実績	平成27年度の一般就労移行者数	14人	達成率：41.1%
	平成28年度の一般就労移行者数	16人	達成率：47.1%

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び大阪府の実績等を踏まえ、平成32年度中に就労移行支援事業者等を通じて一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上（府全体で1,700人以上）とすることを目標として設定する。

○本市における平成28年度の福祉施設から一般就労に移行した人の人数は16人で、その1.4倍の22人と設定します。

■第5期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	16人	平成28年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数
目標値	目標年度の一般就労移行者数 (B)	22人	平成32年度において、福祉施設から一般就労に移行した人数
		1.4倍	(B/A)

② 就労移行支援事業の利用者数

第4期計画の検証

●就労移行支援事業の利用者は、事業所の増加もあって、平成27年度が43人、平成28年度が66人で、目標の32人をそれぞれ大きく超えています。

■第4期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
就労移行支援事業の利用者数 (A)		20人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
目標	平成29年度の就労移行支援事業利用者数 (B)	32人	平成29年度における就労移行支援事業利用者数
		6割増	(B/A) -1
実績	平成27年度の一般就労移行者数	43人	達成率：134.4%
	平成28年度の一般就労移行者数	66人	達成率：206.3%

第5期計画の目標

＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

② 就労移行支援事業の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目標として設定する。

○本市における平成28年度の就労移行支援事業の利用者は66人であることから、2割以上の増加で80人と設定します。

■第5期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (A)	66人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
目標値	目標年度の一般就労移行者数 (B)	80人	平成32年度における就労移行支援事業利用者数
		1.2倍	(B/A)

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

第4期計画の検証

●就労移行支援事業の利用者は、事業所の増加もあって増加しましたが、一般就労への移行が少ない状況です。

■第4期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
就労移行支援事業所数 (A)		1事業所	平成25年度末時点の就労移行支援事業所数
目標	平成29年度の就労移行率3割以上の事業所数 (B)	1事業所	平成29年度における就労移行率が3割以上の事業所数
		5割以上	(B/A) -1
実績	平成27年度の一般就労移行者数	0割	達成率：0.0%
	平成28年度の一般就労移行者数	0割	達成率：0.0%

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定する。

○本市における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定します。

■第5期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	就労移行支援事業所数(A)	4事業所	平成28年度末時点の就労移行支援事業所数
目標値	目標年度の就労移行率3割以上の事業所(B)	5割以上	(B/平成32年度の就労移行支援事業所数)

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

第5期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標として設定する。

○第5期計画からの新たな目標設定項目である職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上と設定します。

(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

第4期計画の検証

- 工賃の平均額は、平成25年度以降、わずかながら上昇していましたが、平成28年度はB型事業所の増加により、平均工賃額が低下しました。目標達成には2,700円以上の開きがあり、難しい状況です。

■第4期計画における目標と実績値

項目		数値	備考
平成25年度の工賃の平均額など、基準となる額		11,823円	平成25年度の工賃平均額
目標	平成29年度の工賃の平均額	15,867円	平成25年度実績の34.2%増
実績	平成27年度の工賃の平均額	13,392円	平成25年度の13.3%増 事業所数15箇所
	平成28年度の工賃の平均額	13,116円	平成25年度の10.9%増 事業所数17箇所

第5期計画の目標

〈成果目標に関する大阪府の基本的な考え方〉

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃を踏まえ設定する。

各市町村は、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標を設定する。

- 本市における平成28年度の工賃の平均額は13,116円であり、平成32年度には平成28年度実績の約20%増の15,867円と設定します。なお、この金額は第4期計画の目標値と同額としています。

■第5期計画における目標設定

項目		数値	考え方
基準値	平成28年度の工賃の平均額等基準となる額	13,116円	平成28年度の工賃の平均額
目標値	平成32年度の工賃の平均額	15,867円	平成28年度実績の約20%増

3 第1期障害児福祉計画における成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

第1期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本に目標を設定する。

市立福祉総合センター内に児童発達支援センターとして、平成29年8月より「市立総合通園センター」を開設しており、地域支援の拠点としてサービスの充実を図ります。

(2) 保育所等訪問支援の充実

第1期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定する。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

平成29年8月より、市立総合通園センターにて実施しています。今後も、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第1期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

大阪府内の重症心身障害児は約2,400人であることを参考にして、平成32年度末までの大阪府の目標を設定する。この目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定する。

本市の重症心身障害児は、平成28年7月1日現在で84人となっています。平成32年度末までに、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所それぞれについて、2箇所以上となるよう努めます。

(4) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

第1期計画の目標

<成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、平成30年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障害児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定する。

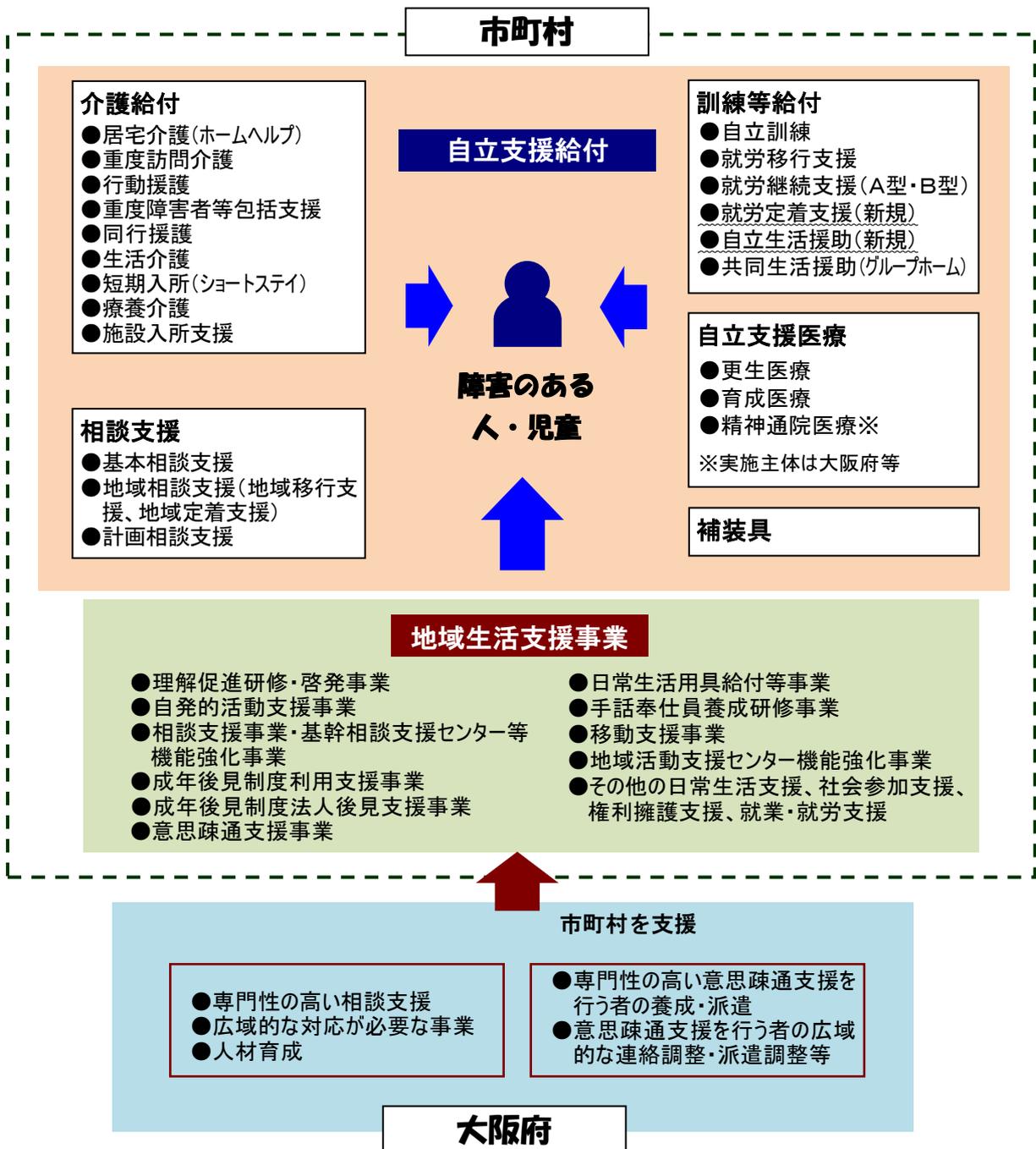
医療的ケアが必要な児童の支援については、支援を提供する施設が児童一人ひとりにかかわる医療機関と連携を図り、適切な支援を実施しています。今後、保健所と連携し自立支援協議会等を活用した関係機関の協議の場について検討します。

第4章 事業計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。平成30年4月から新たに訓練等給付に「就労定着支援」及び「自立生活援助」の2つのサービスが加えられます。

■サービス事業体系図



2 第5期障害福祉計画／障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

		サービス名	サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童（難病、高次脳機能障害等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事などの介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障害者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の人または知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など、総合的な介護を行います。平成30年度からは、このサービスを利用中の最重度の障害のある人に対し入院時も一定の支援が可能となります。
		行動援護	知的障害または精神障害により行動に困難があり、常に介護の必要な人（児童を含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障害者等包括支援	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童の中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
		同行援護	視覚障害のある人や障害のある児童を対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。

① 居宅介護

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数について平成29年度は前年度より減少し、対見込率も86.1%で計画期間中最も低くなっています。一方、利用時間数は年々増加を続けていますが、平成29年度の対見込率は97.2%と見込量を割っています。
- 障害種別では、精神障害のある人は、利用者数も利用時間数も見込量を大きく超えた利用となっています。精神障害のある人以外は、利用者数利用時間数も見込量を割っています。

■第4期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	294	327	364	時間/月	5,057	5,624	6,261
	実績値	人/月	257	287	227	時間/月	4,535	4,713	4,852
	対見込率	%	87.4	87.8	62.4	%	89.7	83.8	77.5
知的障害のある人	見込量	人/月	97	106	116	時間/月	1,028	1,124	1,230
	実績値	人/月	88	94	97	時間/月	993	1,091	1,168
	対見込率	%	90.7	88.7	83.6	%	96.6	97.1	95.0
精神障害のある人	見込量	人/月	138	154	172	時間/月	1,366	1,525	1,703
	実績値	人/月	200	248	245	時間/月	2,189	2,570	2,981
	対見込率	%	144.9	161.0	142.4	%	160.2	168.5	175.0
障害のある児童	見込量	人/月	30	33	38	時間/月	321	353	407
	実績値	人/月	29	31	25	時間/月	300	289	332
	対見込率	%	96.7	93.9	65.8	%	93.5	81.9	81.6
合計	見込量	人/月	559	620	690	時間/月	7,772	8,626	9,601
	実績値	人/月	574	660	594	時間/月	8,017	8,663	9,333
	対見込率	%	97.4	106.5	86.1	%	103.2	100.4	97.2

注)平成29年度は、4月～7月の実績を基にした月平均見込値(以下、障害福祉サービスの実績値について同様)

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は平成29年度が減少しているため、平成27年度から平成29年度の3年間の平均を平成30年度とし、以降は30人ずつ増と設定しました。利用時間数は、平成27年度から平成29年度の3年間で1人当たり時間が最も多い平成29年度の21.37時間に乗じています。
- 知的障害のある人について、平成28年度から平成29年度の増加数を平成30年度以降設定し、利用時間数は1人当たり時間が最も多い平成29年度の12.04時間に乗じています。
- 精神障害のある人について、平成29年度で最も多い7月時点の利用数を踏まえ、平成30年度は260人とし、以降は30人ずつ増と設定しました。利用時間数は1人当たり時間が最も多い平成29年度の12.17時間に乗じています。

○障害のある児童については、利用者数は平成29年度が減少しているため、平成27年度から29年度の3年間の平均を平成30年度とし、以降は2人ずつ増と設定しました。利用時間数は1人当たり時間が最も多い平成29年度の13.28時間に乗じています。

■第5期計画における居宅介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	257	287	317
	利用時間数	時間/月	5,493	6,134	6,776
知的障害のある人	利用者数	人/月	100	103	106
	利用時間数	時間/月	1,204	1,240	1,276
精神障害のある人	利用者数	人/月	260	290	320
	利用時間数	時間/月	3,164	3,529	3,894
障害のある児童	利用者数	人/月	28	30	32
	利用時間数	時間/月	372	398	425
合計	利用者数	人/月	645	710	775
	利用時間数	時間/月	10,233	11,301	12,371

② 重度訪問介護

第4期計画の検証

- 身体障害のある人のみ利用を見込んでいましたが、平成29年度には知的障害のある人及び精神障害のある人の利用が、それぞれ1人となっています。
- 身体障害のある人の利用者数では、平成27・28年度ともに見込量を上回る利用がありました。しかし、平成29年度には大きく減少しています。しかし、利用時間数は計画期間中、見込量を上回り、また、増加を続けています。

■第4期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	42	44	46	時間/月	2,873	3,010	3,146
	実績値	人/月	47	57	38	時間/月	3,229	3,468	3,925
	対見込率	%	111.9	129.5	82.6	%	112.4	115.2	124.8
知的障害のある人	見込量	人/月	0	0	0	時間/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	1	1	時間/月	0	11	189
	対見込率	%	—	—	—	%	—	—	—
精神障害のある人	見込量	人/月	0	0	0	時間/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	1	時間/月	0	0	18
	対見込率	%	—	—	—	%	—	—	—
合計	見込量	人/月	42	44	46	時間/月	2,873	3,010	3,146
	実績値	人/月	47	58	40	時間/月	3,229	3,479	4,132
	対見込率	%	111.9	131.8	87.0	%	112.4	115.6	131.3

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人については、平成29年度の7月の利用者が40人であることから、平成30年度以降、2人ずつ増と設定しました。利用時間数については、1人当たり利用時間数が最も多い平成29年度の103.29時間に乗じています。
- 第4期計画では見込んでいなかった知的障害のある人及び精神障害のある人について、それぞれ1人ずつと設定し、利用時間数は平成29年度の、知的障害のある人は189時間、精神障害のある人は18時間をそれぞれ乗じています。

■第5期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	42	44	46
	利用時間数	時間/月	4,338	4,545	4,751
知的障害のある人	利用者数	人/月	1	1	1
	利用時間数	時間/月	189	189	189
精神障害のある人	利用者数	人/月	1	1	1
	利用時間数	時間/月	18	18	18
合計	利用者数	人/月	44	46	48
	利用時間数	時間/月	4,545	4,752	4,958

③ 行動援護

第4期計画の検証

- 第4期計画においては、行動援護を見込みませんでした。しかし、平成29年度に知的障害のある人の利用が3人、利用時間数は月平均85時間ありました。

第5期計画の見込量

- 利用者数については、平成29年度の実績から知的障害のある人3人を平成30・31年度に見込み、平成32年度に1人増の4人と設定しました。利用時間数は平成29年度の1人当たり28.3時間に乗じました。

■第5期計画における行動援護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障害のある人	利用者数	人/月	3	3	4
	利用時間数	時間/月	85	85	113

④ 重度障害者等包括支援

第4期計画の検証

- 第4期計画においては、重度障害者等包括支援を見込みませんでした。

第5期計画の見込量

○第5期計画においても、重度障害者等包括支援を実施する事業所が見込めない状況ですが、今後、サービスの利用ニーズに合わせ、事業所確保などの支援に努めます。

⑤ 同行援護

第4期計画の検証

- 身体障害ある人の利用者数は平成28年度には増加しましたが、平成29年度は大きく減少し、対見込率は58.2%となっています。しかし、利用時間数は平成28年度は減少し、平成29年度は増加に転じています。
- 障害のある児童について1人の利用を見込みましたが、利用がありませんでした。

■第4期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	117	134	153	時間/月	2,562	2,935	3,351
	実績値	人/月	109	113	89	時間/月	2,338	2,213	2,420
	対見込率	%	93.2	84.3	58.2	%	91.3	75.4	72.2
障害のある児童	見込量	人/月	1	1	1	時間/月	18	18	18
	実績値	人/月	0	0	0	時間/月	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人/月	118	135	154	時間/月	2,580	2,953	3,369
	実績値	人/月	109	113	89	時間/月	2,338	2,213	2,420
	対見込率	%	92.4	83.7	57.8	%	90.6	74.9	71.8

第5期計画の見込量

○身体障害のある人については、平成29年度が減少しているため、平成27年度から29年度の3年間の平均を平成30年度とし、以降は4人ずつ増と設定しました。利用時間数は、1人当たり利用時間数が最も多い平成29年度の27.19時間に乗じています。

○障害のある児童については、第4期計画と同様に1人、利用時数は18時間と見込みました。

■第5期計画における同行援護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
身体障害 のある人	利用者数	人/月	104	108	112
	利用時間数	時間/月	2,828	2,937	3,045
障害の ある児童	利用者数	人/月	1	1	1
	利用時間数	時間/月	18	18	18
合 計	利用者数	人/月	105	109	113
	利用時間数	時間/月	2,846	2,955	3,063

⑥ 訪問系サービスの確保策

サービスの利用量が全体的に増加している中で、特に精神障害のある人の利用が増加しています。障害ごとの特性を理解し、個別に質の高い支援ができるよう、事業所やヘルパーの支援に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「就労定着支援」が加えられます。

■日中活動系サービスの種類と内容

		サービス名	サービス内容
介護給付		生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、障害者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
		療養介護	医療及び常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
		短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障害のある人や児童を対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		自立訓練(生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援(A型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
		就労継続支援(B型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。
		就労定着支援(新規)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

① 生活介護

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数、利用時間とも増加傾向にありますが、利用者数の平成28年度以外は見込量をやや下回る実績となっています。
- 障害種別では精神障害のある人の利用が多く、利用者数では見込量の4倍から5倍、利用日数では見込量の6倍から7倍の利用となっています。身体障害のある人の平成28年度の利用者数以外は、身体障害のある人及び知的障害のある人は、見込量を下回る実績となっています。

■第4期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	144	154	165	人日/月	2,462	2,633	2,822
	実績値	人/月	134	155	151	人日/月	2,182	2,373	2,539
	対見込率	%	93.1	100.6	91.5	%	88.6	90.1	90.0
知的障害のある人	見込量	人/月	282	295	309	人日/月	5,443	5,693	5,964
	実績値	人/月	274	287	296	人日/月	5,251	5,520	5,910
	対見込率	%	97.2	97.3	95.8	%	96.5	97.0	99.1
精神障害のある人	見込量	人/月	3	3	4	人日/月	26	26	34
	実績値	人/月	12	15	16	人日/月	156	186	197
	対見込率	%	400.0	500.0	400.0	%	600.0	715.4	579.4
合計	見込量	人/月	429	452	478	人日/月	7,931	8,352	8,820
	実績値	人/月	420	457	463	人日/月	7,589	8,079	8,646
	対見込率	%	97.9	101.1	96.9	%	95.7	96.7	98.0

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は第4期計画期間を通じた増加を踏まえるとともに、特別支援学校の卒業生等の利用も含め10人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の16.81日に乗じています。
- 知的障害のある人について、利用者数は第4期計画期間を通じた増加を踏まえるとともに、特別支援学校の卒業生等の利用も含め10人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の19.97日に乗じています。
- 精神障害のある人について、第4期計画期間を通じた増加を踏まえ、平成30年度は20人とし、以後3人ずつ増と設定しました。利用日数は、3年間の平均である12.57時間に乗じています。

■第5期計画における生活介護の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	160	170	180
	利用日数	人日/月	2,690	2,858	3,027
知的障害のある人	利用者数	人/月	305	315	325
	利用日数	人日/月	6,090	6,289	6,489
精神障害のある人	利用者数	人/月	20	23	26
	利用日数	人日/月	251	289	327
合 計	利用者数	人/月	485	508	531
	利用日数	人日/月	9,031	9,436	9,843

② 療養介護

第4期計画の検証

- 第4期計画では利用者数として各年度23人と見込みましたが、平成29年度には身体障害のある人が22人、知的障害のある人が2人となっています。

■第4期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
利用者数	見込量	人/月	23	23	23
	実績値	人/月	23	24	24
	対見込率	%	100.0	104.3	104.3

第5期計画の見込量

- 第4期計画の実績を踏まえ、計画期間中、身体障害のある人は22人、知的障害のある人は2人と見込んでいます。

■第5期計画における療養介護の月平均見込量

障害種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	22	22	22
知的障害のある人	人/月	2	2	2
合 計	人/月	24	24	24

③ 短期入所

第4期計画の検証

- 全体の利用では、利用者数も利用日数も増加していて、毎年度対見込率が100%を超えています。
- 障害の種別では、身体障害のある人及び障害のある児童の利用実績が低く、一方、知的障害のある人は利用者数も利用日数も見込量を大きく超えています。精神障害のある人は利用者数は1人の利用にとどまっています。

■第4期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	21	23	25	人日/月	137	150	163
	実績値	人/月	18	18	18	人日/月	105	95	96
	対見込率	%	85.7	78.3	72.0	%	76.6	63.3	58.9
知的障害のある人	見込量	人/月	28	29	30	人日/月	193	200	207
	実績値	人/月	38	44	48	人日/月	304	377	428
	対見込率	%	135.7	151.7	160.0	%	157.5	188.5	206.8
精神障害のある人	見込量	人/月	1	1	2	人日/月	22	22	44
	実績値	人/月	1	1	1	人日/月	14	3	22
	対見込率	%	100.0	100.0	50.0	%	63.6	13.6	50.0
障害のある児童	見込量	人/月	11	11	12	人日/月	57	57	62
	実績値	人/月	6	7	6	人日/月	28	40	37
	対見込率	%	54.5	63.6	50.0	%	49.1	70.2	59.7
合計	見込量	人/月	61	64	69	人日/月	409	429	476
	実績値	人/月	63	70	73	人日/月	451	515	582
	対見込率	%	103.3	109.4	105.8	%	110.3	120.0	122.3

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人については、第4期計画期間の18人から平成30年度は1人増の19人とし、以降、1人ずつ増として設定しました。利用日数は3年間の1人当たり平均日数の5.48日に乗じています。
- 知的障害のある人については、第4期計画期間の平均年間増加数5人を加えて平成30年度とし、以後5人ずつ増と設定しました。利用日数は1人当たり平均日数が最も多い平成29年度の8.92日に乗じています。
- 精神障害のある人については、第4期計画の1人から2人と設定しています。利用日数は平成27年度及び平成28年度の平均である8.50日に乗じています。
- 障害のある児童については、平成30年度以降、利用者数は1人ずつ増と設定しています。利用日数は1人当たり平均日数が最も多い平成29年度の6.17日に乗じています。

■第5期計画における短期入所の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	19	20	21
	利用日数	人日/月	104	110	115
知的障害のある人	利用者数	人/月	53	58	63
	利用日数	人日/月	473	517	562
精神障害のある人	利用者数	人/月	2	2	2
	利用日数	人日/月	17	17	17
障害のある児童	利用者数	人/月	7	8	9
	利用日数	人日/月	43	49	56
合計	利用者数	人/月	81	88	95
	利用日数	人日/月	637	693	750

④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数も利用日数も増加傾向にあり、特に平成29年度は大きく増加しています。
- 障害種別では、精神障害のある人の利用増が大きく、利用者数は平成28年度には見込量の7倍に、平成29年度にはおよそ11倍となっています。一方、身体障害のある人や知的障害のある人は、利用者数も利用日数も見込量を大きく下回っています。

■第4期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	4	5	6	人日/月	76	96	115
	実績値	人/月	3	2	3	人日/月	49	31	48
	対見込率	%	75.0	40.0	50.0	%	64.5	32.3	41.7
知的障害のある人	見込量	人/月	12	14	16	人日/月	210	245	280
	実績値	人/月	9	9	6	人日/月	156	161	103
	対見込率	%	75.0	64.3	37.5	%	74.3	65.7	36.8
精神障害のある人	見込量	人/月	2	2	3	人日/月	45	45	68
	実績値	人/月	2	14	34	人日/月	34	190	441
	対見込率	%	100.0	700.0	1133.3	%	75.6	422.2	648.5
合計	見込量	人/月	18	21	25	人日/月	331	386	463
	実績値	人/月	14	25	43	人日/月	239	382	592
	対見込率	%	77.8	119.0	172.0	%	72.2	99.0	127.9

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人については、利用者数は第4期計画期間を通じて2～3人のため、平成30・31年度を3人とし、平成32年度に1人増と設定しました。利用日数は、1人当たり平均日数が最も多い平成29年度の16.0日に乗じています。
- 知的障害のある人については、利用者数は平成29年度が減少しているため、3年間の平均を平成30年度とし、以後2人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり平均日数が最も多い平成28年度の17.89日に乗じています。
- 精神障害のある人については、平成28年度から29年度の増加が大きいため、その傾向を踏まえ、平成30年度は45人と設定し、以後10人ずつ増と設定しました。利用日数は、3年間の1人当たり平均日数の14.51日に乗じています。

■第5期計画における自立訓練の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	3	3	4
	利用日数	人日/月	48	48	64
知的障害のある人	利用者数	人/月	8	10	12
	利用日数	人日/月	143	179	215
精神障害のある人	利用者数	人/月	45	55	65
	利用日数	人日/月	653	798	943
合計	利用者数	人/月	56	68	81
	利用日数	人日/月	844	1,025	1,222

⑤ 就労移行支援

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数も利用日数も増加傾向にあり、見込量を上回って推移しています。
- 障害種別では、知的障害のある人と精神障害のある人の利用増が大きく、利用者数も利用日数も計画期間を通じて見込量を上回る実績となっています。一方、身体障害のある人は平成28・29年度と、利用者数も利用日数も見込量を下回っています。

■第4期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	5	6	7	人日/月	95	114	133
	実績値	人/月	5	4	6	人日/月	108	71	94
	対見込率	%	100.0	66.7	85.7	%	113.7	62.3	70.7

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障害のある人	見込量	人/月	14	15	16	人日/月	220	236	251
	実績値	人/月	17	26	32	人日/月	282	478	642
	対見込率	%	121.4	173.3	200.0	%	128.2	202.5	255.8
精神障害のある人	見込量	人/月	8	8	9	人日/月	123	123	139
	実績値	人/月	15	24	31	人日/月	200	346	476
	対見込率	%	187.5	300.0	344.4	%	162.6	281.3	342.4
合計	見込量	人/月	27	29	32	人日/月	438	473	523
	実績値	人/月	37	54	69	人日/月	590	895	1,212
	対見込率	%	137.0	186.2	215.6	%	134.7	189.2	231.7

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は平成30年度は平成29年度より1人増と設定し、以降も1人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が年々減少しているため、第4期計画期間の3年間の平均値である18.34日に乗じています。
- 知的障害のある人について、利用者数は平成28年度から平成29年度の増加数6人を加えて平成30年度を38人とし、以降も6人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の20.06日に乗じています。
- 精神障害のある人について、第4期計画期間の増加数の年間当たり人数8人を増加数として設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の15.35日に乗じています。

■第5期計画における就労移行支援の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	7	8	9
	利用日数	人日/月	128	147	165
知的障害のある人	利用者数	人/月	38	44	50
	利用日数	人日/月	762	883	1,003
精神障害のある人	利用者数	人/月	39	47	55
	利用日数	人日/月	599	722	845
合計	利用者数	人/月	84	99	114
	利用日数	人日/月	1,489	1,752	2,013

⑥ 就労継続支援（A型）

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数も利用日数も増加傾向にあり、対見込率も計画期間の3年間とも100%を超えています。
- 障害種別では、特に精神障害のある人の利用増が大きく、利用者数も利用日数も平成29年度では見込量の3倍以上となっています。また、身体障害のある人も利用者数、利用日数ともに計画期間中、見込量を超えています。知的障害のある人は、平成28年度が利用者数、利用日数ともに見込量を下回っていますが、平成27・29年度は見込み量を上回っています。

■第4期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	5	5	6	人日/月	87	87	104
	実績値	人/月	7	7	10	人日/月	130	119	181
	対見込率	%	140.0	140.0	166.7	%	149.4	136.8	174.0
知的障害のある人	見込量	人/月	24	26	28	人日/月	478	517	557
	実績値	人/月	25	24	29	人日/月	514	480	569
	対見込率	%	104.2	92.3	103.6	%	107.5	92.8	102.1
精神障害のある人	見込量	人/月	4	5	6	人日/月	68	85	102
	実績値	人/月	7	14	20	人日/月	130	223	340
	対見込率	%	175.0	280.0	333.3	%	191.2	262.4	333.3
合計	見込量	人/月	33	36	40	人日/月	633	689	763
	実績値	人/月	39	45	59	人日/月	774	822	1,090
	対見込率	%	118.2	125.0	147.5	%	122.3	119.3	142.9

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は平成29年7月が11人なので、平成30年度を13人とし、以後3人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の18.10日に乗じています。
- 知的障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の平均年間増加数2人を加えて平成30年度を31人とし、以後2人ずつ増と設定しました。利用日数は、3年間の平均値の20.06日に乗じています。
- 精神障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の増加数6人を加えて平成30年度を26人とし、以後6人ずつ増と設定しています。利用日数は、3年間の平均値の17.17日に乗じています。

■第5期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	13	16	19
	利用日数	人日/月	235	290	344
知的障害のある人	利用者数	人/月	31	33	35
	利用日数	人日/月	622	662	702
精神障害のある人	利用者数	人/月	26	32	38
	利用日数	人日/月	446	549	652
合 計	利用者数	人/月	70	81	92
	利用日数	人日/月	1,303	1,501	1,698

⑦ 就労継続支援（B型）

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数も利用日数も計画期間中、若干見込量を下回る実績で推移しています。
- 障害種別では、精神障害のある人の利用増が大きく、利用者数も利用日数も、計画期間中、見込量を上回っています。身体障害のある人及び知的障害のある人は、利用者数も利用日数も増加していますが、各年度の見込量を下回る利用状況となっています。

■第4期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	38	46	56	人日/月	657	796	969
	実績値	人/月	37	43	50	人日/月	608	712	845
	対見込率	%	97.4	93.5	89.3	%	92.5	89.4	87.2
知的障害のある人	見込量	人/月	220	247	278	人日/月	4,004	4,495	5,060
	実績値	人/月	199	212	229	人日/月	3,620	3,846	4,401
	対見込率	%	90.5	85.8	82.4	%	90.4	85.6	87.0
精神障害のある人	見込量	人/月	102	112	123	人日/月	1,255	1,378	1,513
	実績値	人/月	121	140	158	人日/月	1,621	1,808	2,183
	対見込率	%	118.6	125.0	128.5	%	129.2	131.2	144.3
合 計	見込量	人/月	360	405	457	人日/月	5,916	6,669	7,542
	実績値	人/月	357	395	437	人日/月	5,849	6,366	7,429
	対見込率	%	99.2	97.5	95.3	%	98.9	95.5	98.5

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の平均年間増加数7人を加えて平成30年度とし、以後7人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の16.90日に乗じています。
- 知的障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の平均年間増加数15人を加えて平成30年度とし、以後15人ずつ増と設定しました。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の19.22日に乗じています。
- 精神障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の平均年間増加数18人を加えて平成30年度とし、以後18人ずつ増と設定しています。利用日数は、1人当たり利用日数が最も多い平成29年度の13.82日に乗じています。

■第5期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/月	57	64	71
	利用日数	人日/月	963	1,082	1,200
知的障害のある人	利用者数	人/月	245	260	275
	利用日数	人日/月	4,708	4,997	5,285
精神障害のある人	利用者数	人/月	176	194	212
	利用日数	人日/月	2,432	2,680	2,929
合計	利用者数	人/月	478	518	558
	利用日数	人日/月	8,103	8,759	9,414

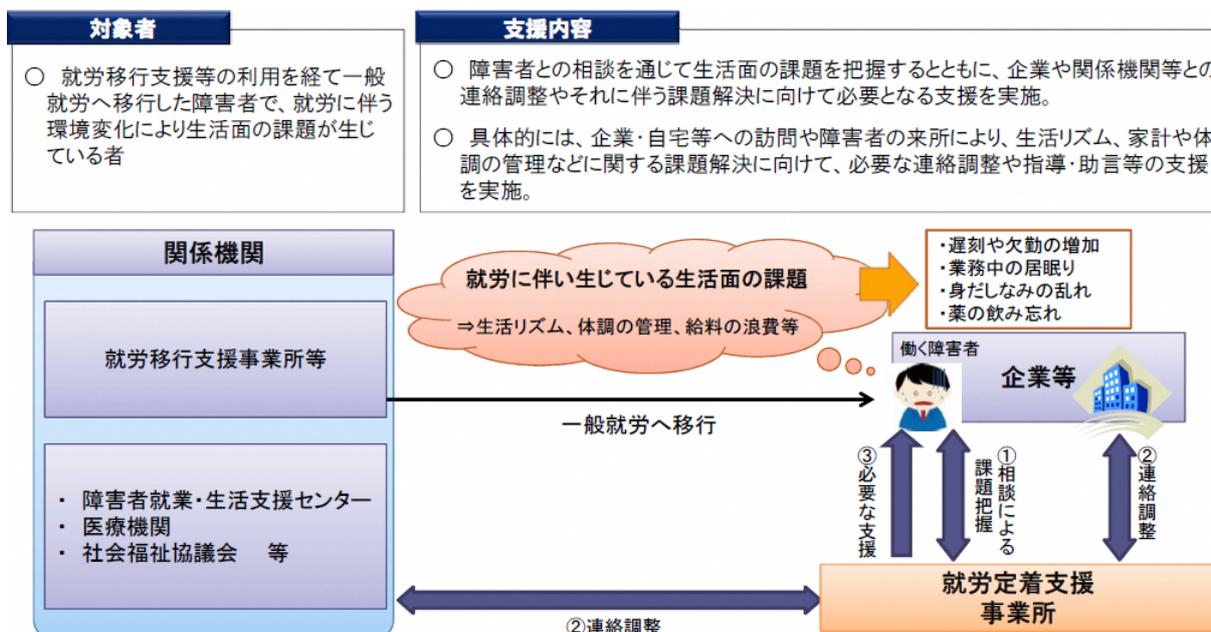
⑧ 就労定着支援（新規）

第5期計画の見込量

- 平成30年度からの新設サービスです。成果目標では、一般就労の定着率80%をめざしていますが、実施事業所の確保を含め検討すべき点があることから、当面1人と見込んでいます。

■第5期計画における就労定着支援の月平均見込量

対象	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
一般就労移行者	人	1	1	1



資料：厚生労働省HPより

⑨ 日中活動系サービスの確保策

地域生活への移行、そして地域で自立した生活を続けるためには、日中活動の場の確保が必要です。事業所の確保だけでなく、就労継続支援事業終了後の居場所づくりのための地域との連携も必要となります。

また、障害のある人の就労支援及び就労定着支援のために相談機関や就労継続支援事業などとの連携をより推進していきます。

さらに、緊急時短期入所の確保が課題となっており、地域生活支援拠点づくりに努めていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類と内容は、次のとおりです。訓練等給付に平成30年4月から新たに「自立生活援助」が加えられます。

■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付 施設入所支援	介護を必要とする障害のある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	訓練等給付 共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	訓練等給付 自立生活援助(新規)	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

① 施設入所支援

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数は増加傾向にあり、第4期計画期間の各年度ともに見込量を上回る実績があります。
- 障害種別では、知的障害のある人の平成27年度を除き、身体障害のある人も知的障害のある人も見込量を超える利用となっています。また、精神障害のある人については、利用を見込んでいませんでしたが、平成27・28年度に1人、平成29年度には2人の利用がありました。

■第4期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	46	45	45
	実績値	人/月	48	48	47
	対見込率	%	104.3	106.7	104.4
知的障害のある人	見込量	人/月	96	96	95
	実績値	人/月	95	101	102
	対見込率	%	99.0	105.2	107.4
精神障害のある人	見込量	人/月	0	0	0
	実績値	人/月	1	1	2
	対見込率	%	-	-	-

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	見込量	人/月	142	141	140
	実績値	人/月	144	150	151
	対見込率	%	101.4	106.4	107.9

第5期計画の見込量

○成果目標では平成32年度末には、平成28年度末施設入所者数148人から3人削減しないといけないことから、実績を踏まえ、身体障害のある人は計画期間中に1人減、知的障害のある人は2人減、精神障害のある人は1人減と見込みました。

■第5期計画における施設入所支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	46	45	45
知的障害のある人	人/月	101	100	99
精神障害のある人	人/月	2	1	1
合計	人/月	149	146	145

② 共同生活援助（グループホーム）

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数の増減があるものの、平成28・29年度は見込み量を下回っています。
- 障害種別では、身体障害のある人は平成27・28年度は見込どおりで、平成29年度は見込み量を上回る利用となっています。知的障害のある人は計画期間中見込量を下回っています。精神障害のある人は平成27・28年度と見込量を上回りましたが、平成29年度はわずかながら見込量を下回っています。

■第4期計画におけるグループホーム・ケアホーム
の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障害 のある人	見込量	人/月	14	14	14
	実績値	人/月	14	14	16
	対見込率	%	100.0	100.0	114.3
知的障害 のある人	見込量	人/月	100	108	117
	実績値	人/月	98	96	100
	対見込率	%	98.0	88.9	85.5
精神障害 のある人	見込量	人/月	22	24	27
	実績値	人/月	27	25	26
	対見込率	%	122.7	104.2	96.3
合計	見込量	人/月	136	146	158
	実績値	人/月	139	135	142
	対見込率	%	102.2	92.5	89.9

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人については、平成29年度7月において17人の利用があることから、平成30年度以降も17人と見込みます。
- 知的障害のある人については、平成29年度からの利用増を3人として平成30年度を103人に、以降、106人、110人と見込みます。
- 精神障害のある人については、平成30年度は平成29年度より2人増とし、以後4人ずつ増と見込みます。

■第5期計画におけるグループホーム
の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
身体障害のある人	人/月	17	17	17
知的障害のある人	人/月	103	106	110
精神障害のある人	人/月	28	32	36
合計	人/月	148	155	163

③ 自立生活援助（新規）

第5期計画の見込量

- 平成30年度からの新設サービスです。平成27年度及び平成28年度の地域生活移行者数の累計が6人となっています。このうち、1人暮らしを希望する人はそれほど多くはないと見込まれ、1人程度とします。
- 平成32年度末の地域生活移行者数は16人と見込んでいます。これに上述の割合を乗じて3人と見込みます。障害種別では、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人をそれぞれ1人と見込みました。

■第5期計画における自立生活援助の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合計	人/月	3	3	3

④ 居住系サービスの確保策

地域生活への移行を進めていくために、共同生活援助事業（グループホーム）の事業所の支援に努めます。

また、施設入所者の高齢化が進んでいる中で、在宅医療・介護との連携や施設での終末期の支援にも努めていきます。

(4) 相談支援

■計画相談支援・地域相談支援の内容

	サービス名	サービス内容
計画相談支援給付	サービス利用支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	継続サービス利用支援	
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者入所施設または児童福祉施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

第4期計画の検証

- 全体では、利用実績は増加しているものの、対見込率は80%台で推移しています。しかし、徐々に高くなっています。
- 障害種別では、精神障害のある人は見込量を上回り、また、利用者数が増加傾向にあります。身体障害のある人及び知的障害のある人は利用者数は増加しているものの、見込量を下回っています。
- 障害のある児童については、対見込率が計画期間のどの年度も50%を割り低い利用状況です。

■第4期計画における計画相談支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	123	132	140
	実績値	人/月	70	79	84
	対見込率	%	56.9	59.8	60.0
知的障害のある人	見込量	人/月	145	155	165
	実績値	人/月	117	122	138
	対見込率	%	80.7	78.7	83.6
精神障害のある人	見込量	人/月	85	91	97
	実績値	人/月	96	122	125
	対見込率	%	112.9	134.1	128.9

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害のある児童	見込量	人/月	8	9	9
	実績値	人/月	2	2	3
	対見込率	%	25.0	22.2	33.3
合計	見込量	人/月	361	387	411
	実績値	人/月	285	325	350
	対見込率	%	79.0	84.0	85.2

第5期計画の見込量

- 身体障害にある人について、平成28年度から平成29年度の増加数を基に、平成30年度以降を設定しています。
- 知的障害のある人について、平成27年度から平成29年度の増加数から、10人ずつ増と設定しています。
- 精神障害のある人について、平成28年度から平成29年度の増加に少し上乗せし、5人ずつ増と設定しています。
- 障害のある児童について、第4期計画の実績を踏まえ、平成30年度は3人とし、平成31年度及び平成32年度は1人増と見込ました。

■第5期計画における計画相談支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	90	96	102
知的障害のある人	人/月	150	160	170
精神障害のある人	人/月	130	140	145
障害のある児童	人/月	3	4	4
合計	人/月	373	400	421

② 地域移行支援

第4期計画の検証

- 全体では、見込量が毎年度2人と少ないものの、平成28年度には2人となりましたが、平成27・29年度は1人となっています。
- 障害種別では、身体障害のある人は見込んでいなかったものの、平成28・29年度と1人ずつの利用となっています。また、精神障害のある人の利用を毎年度2人としていましたが、平成27・28年度が1人、平成29年度は利用がありませんでした。

■第4期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	1	1
	対見込率	%	-	-	-
知的障害のある人	見込量	人/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0
	対見込率	%	-	-	-
精神障害のある人	見込量	人/月	2	2	2
	実績値	人/月	1	1	0
	対見込率	%	50.0	50.0	-
合計	見込量	人/月	2	2	2
	実績値	人/月	1	2	1
	対見込率	%	50.0	100.0	50.0

第5期計画の見込量

- 第4期計画の実績と成果目標を踏まえ、それぞれ見込んでいます。

■第5期計画における地域移行支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	2	2	3
合計	人/月	4	4	5

③ 地域定着支援

第4期計画の検証

●精神障害の人のみ見込みましたが、利用がありませんでした。

■第4期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0
	対見込率	%	-	-	-
知的障害のある人	見込量	人/月	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0
	対見込率	%	-	-	-
精神障害のある人	見込量	人/月	2	2	2
	実績値	人/月	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0
合計	見込量	人/月	2	2	2
	実績値	人/月	0	0	0
	対見込率	%	0.0	0.0	0.0

第5期計画の見込量

○地域移行した人がすべて利用するとして、地域移行支援利用者と障害種別に同人数を見込んでいます。

■第5期計画における地域定着支援の月平均見込量

障害種別	単位	利用者数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	2	2	3
合計	人/月	4	4	5

④ 相談支援の確保策

計画相談支援事業については、相談支援員は増加していますが、相談支援内容は複雑化してきており、相談支援員の支援や他機関との連携をより進めていきます。

また、地域で孤立する高齢者や障害のある人も増加しており、地域の見守り支援なども進めていきます。

3 第5期障害福祉計画／地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	平成25年度から開始された事業で、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	平成25年度から開始された事業で、障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	平成25年度から開始された事業で、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障害のある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

第5期計画の見込み

○第4期計画に引き続き、第5期においても実施します。

■第5期計画における理解促進研修・啓発事業の見込み

事業名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

第5期計画の見込み

○精神障害者ボランティア団体活動支援をはじめ、以前から、当事者団体や家族会などへの活動支援を実施しており、今後も継続して実施します。

■第5期計画における自発的活動支援事業の見込み

事業名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

第5期計画の見込量

○次の相談支援事業それぞれについて、第4期計画に引き続き、第5期においてもそれぞれ実施します。

■第5期計画における相談支援事業の見込み

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

第4期計画の検証

●平成27年度の利用者数は4人で、見込みどおりでしたが、平成28年度は2人と減少しました。しかし、平成29年度は5人となり、見込量を上回りました。

■第4期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	人/年	4	4	4
	実績値	人/年	4	2	5
	対見込率	%	100.0	50.0	125.0

注)平成29年度は、4月～7月の実績を基にした年間見込値(以下、地域生活支援事業の実績値について同様)

第5期計画の見込量

○平成29年度の5人を平成30年度とし、以後1人ずつ増と見込みます。

■第5期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

第5期計画の見込量

○現在、市民後見人養成や支援を行うとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人等との連携も行っていることから、成年後見制度法人後見支援事業の実施は見込んでいません。

■第5期計画における成年後見制度法人後見支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の 有無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

第4期計画の検証

- 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業について、第4期計画では年間当たりの利用者数を見込んでいました。手話通訳派遣事業は見込量を上回る利用がありました。要約筆記者派遣事業については、平成28・29年度と見込みを下回っています。
- 手話通訳者設置事業については、平成27・28年度は、見込みどおり2人の設置でしたが、平成29年度に市民病院への設置を行い、3人となっています。

■第4期計画における意思疎通支援事業の年間見込量と実績値

事業区分	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者派遣事業	見込量	人/年	45	46	47
	実績値	人/年	49	49	50
	対見込率	%	108.9	106.2	106.4
要約筆記者派遣事業	見込量	人/年	12	13	14
	実績値	人/年	13	10	9
	対見込率	%	108.3	76.9	64.3
手話通訳者設置事業	見込量	人/年	2	2	2
	実績値	人/年	2	2	3
	対見込率	%	100.0	100.0	150.0

第5期計画の見込量

- 第5期計画では、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業について、見込量の単位が第4期計画と異なり、年間当たりの利用件数及び利用時間数となりました。平成29年度の実績を踏まえ、それぞれ見込んでいます。
- 手話通訳者設置事業については、第4期計画の平成29年度に引き続き、3人と見込んでいます。

■第5期計画における意思疎通支援事業の年間見込量

事業区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	件/年	570	630	690
	時間/年	1,070	1,180	1,300
要約筆記者派遣事業	件/年	50	55	60
	時間/年	200	220	240
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

第5期計画の見込量

- 第4期計画までは定員数を目標にあげていましたが、第5期計画では、研修の提供回数が異なるため、新たに設定し直しました。2年に1度講座回数を増やすため、平成30・32年度は50人、31年度は20人と設定しています。

■第5期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	50	20	50

⑧ 日常生活用具給付等事業

第4期計画の検証

- 第4期計画期間を通して、おおむね見込みどおり、あるいは上回った用具等については、在宅療養等支援用具及び排泄管理支援用具で、その他は増減があります。特に平成29年度の利用減の用具は、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具となっているほか、居宅生活動作補助用具は平成29年度の利用がなしとなっています。

■第4期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用件数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量	件/年	19	19	19
	実績値	件/年	13	23	12
	対見込率	%	68.4	121.1	63.2
自立生活支援用具	見込量	件/年	86	86	86
	実績値	件/年	115	103	60
	対見込率	%	133.7	119.8	69.8
在宅療養等支援用具	見込量	件/年	53	53	53
	実績値	件/年	57	52	63
	対見込率	%	107.6	98.1	118.9
情報・意思疎通支援用具	見込量	件/年	386	386	386
	実績値	件/年	333	289	290
	対見込率	%	86.3	74.9	75.1
排泄管理支援用具	見込量	件/年	3,813	3,813	3,813
	実績値	件/年	3,876	4,098	4,104
	対見込率	%	101.7	107.5	107.6
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件/年	3	3	3
	実績値	件/年	5	5	0
	対見込率	%	166.7	166.7	0.0

第5期計画の見込量

- 介護・訓練支援用具については、実績に利用の変動があることから、第4期計画期間の3年間の平均を基に平成30年度を26件とし、以後は伸びを勘案して見込んでいます。
- 自立生活支援用具については、平成29年度の利用減が大きいため、平成30年度がそれより10件多い70件とし、以後は増加が大きいと見込んでいます。
- 在宅療養等支援用具については、平成29年度に利用増がありましたが、平成28・29年度の実績を踏まえ、平成30年度を55件とし、以後2件ずつ増と見込んでいます。
- 情報・意思疎通支援用具については、平成27年度の実績を踏まえ、今後の増加を見込んでいます。

- 排泄管理支援用具については、おおむね第4期計画期間の平均である4,024件を平成30年度とし、平成31年度が4,225件、平成32年度は4,305件と見込んでいます。
- 居宅生活動作補助用具については、平成29年度の利用実績がないものの、平成27・28年度の5件を踏まえて平成30・31年度は5件とし、平成32年度は2件増と見込みました。

■第5期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	単位	利用件数		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	26	31	37
自立生活支援用具	件/年	70	98	130
在宅療養等支援用具	件/年	55	57	59
情報・意思疎通支援用具	件/年	390	400	415
排泄管理支援用具	件/年	4,024	4,225	4,305
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	5	7

注)排泄管理支援用具については、1か月分を1件とカウント

⑨ 移動支援事業

第4期計画の検証

- 全体では、利用者数は平成29年度が見込量を下回っていますが、平成27・28年度は見込み量を上回っています。一方、利用時間数は平成27・28年度は見込み量を下回っていますが、平成29年度は見込み量を上回る利用状況となっています。したがって、平成29年度は1人当たり利用時間数が多くなっています。
- 障害種別では、精神障害のある人の利用が、利用者数も利用時間数も各年度の見込量を上回る利用がありますが、知的障害のある人や障害のある児童は、各年度の見込量を下回っています。また、身体障害のある人は全体と傾向が同じで、利用者数は平成29年度に見込量を下回り、利用時間数は見込量を上回っています。

■第4期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障害種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害のある人	見込量	人/年	293	322	354	時間/年	56,256	61,824	67,968
	実績値	人/年	372	376	337	時間/年	50,500	51,740	78,621
	対見込率	%	127.0	116.8	95.2	%	89.8	83.7	115.7
知的障害のある人	見込量	人/年	248	285	328	時間/年	47,616	54,720	62,976
	実績値	人/年	246	263	292	時間/年	38,411	41,444	59,625
	対見込率	%	99.2	92.3	89.1	%	80.7	75.7	94.7

障害種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
精神障害のある人	見込量	人/年	88	107	130	時間/年	20,680	25,145	30,550
	実績値	人/年	180	220	179	時間/年	22,312	26,562	44,685
	対見込率	%	204.5	205.6	137.7	%	107.9	105.6	146.3
障害のある児童	見込量	人/年	97	106	116	時間/年	14,356	15,688	17,168
	実績値	人/年	94	77	61	時間/年	10,965	8,481	12,714
	対見込率	%	96.9	72.6	53.0	%	76.4	54.1	74.1
合計	見込量	人/年	726	820	928	時間/年	138,908	157,377	178,662
	実績値	人/年	892	936	869	時間/年	122,188	128,227	195,645
	対見込率	%	122.9	114.1	93.6	%	88.0	81.5	109.5

第5期計画の見込量

- 身体障害のある人について、利用者数は平成29年度が減少しているため、3年間の平均を平成30年度とし、以後8人ずつ増と設定しています。利用時間数は、1人当たり利用時間が最も多い平成29年度の233.30時間に乗じています。
- 知的障害のある人について、利用者数は第4期計画期間の年間当たり増加数23人を各年度にそれぞれ加えて設定しています。利用時間数は、1人当たり利用時間が最も多い平成29年度の204.20時間に乗じています。
- 精神障害のある人について、利用者数は平成29年度が減少しているため、3年間の平均を平成30年度とし、以後20人ずつ増と設定しています。利用時間数は、1人当たり利用時間が最も多い平成29年度の249.64時間に乗じています。
- 障害のある児童について、利用者数では第4期計画期間は毎年減少しているため、平成30年度は3年間平均とし、以後8人ずつ増と設定しています。利用時間数は、1人当たり利用時間が最も多い平成29年度の208.43時間に乗じています。

■第5期計画における移動支援事業の年間見込量

障害種別	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害のある人	利用者数	人/年	362	370	378
	利用時間数	時間/年	84,453	86,320	88,186
知的障害のある人	利用者数	人/年	315	338	361
	利用時間数	時間/年	64,321	69,018	73,714
精神障害のある人	利用者数	人/年	193	213	233
	利用時間数	時間/年	48,180	53,173	58,165
障害のある児童	利用者数	人/年	77	85	93
	利用時間数	時間/年	16,049	17,716	19,384
合計	利用者数	人/年	947	1,006	1,065
	利用時間数	時間/年	213,003	226,227	239,449

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の内容

事業名	事業内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。本市ではⅠ・Ⅱ型を実施しています。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業に併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓等のサービス、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進を実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業です。</p>

第5期計画の見込量

○地域活動支援センター事業については、第4期計画と同様に2箇所で開催し、利用者数は253人と見込んでいます。

○地域活動支援センターは、Ⅰ型及びⅢ型が1箇所ずつで、利用者数の見込みはそれぞれ、Ⅰ型が224人、Ⅲ型が29人と見込んでいます。

■第5期計画における地域活動支援センター事業の年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人/年	253	253	253
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	224	224	224
	地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人/年	29	29	29

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

第4期計画の検証

- 利用日数は、平成28年度に減少したものの、平成29年度は若干増加しましたが、第4期計画期間を通して対見込率は低下傾向を示し、平成29年度は56.3%となっています。

■第4期計画における日中一時支援事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	見込量	人日/年	2,149	2,478	2,857
	実績値	人日/年	1,905	1,538	1,608
	対見込率	%	88.7	62.1	56.3

第5期計画の見込量

- 第4期計画期間の利用に増減があるため、3年間のおおむねの平均を平成30年度とし、以後100人日ずつ増と見込みました。

■第5期計画における日中一時支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人日/年	1,680	1,780	1,880

② 訪問入浴サービス事業

第4期計画の検証

- 利用日数は、平成27・28年度とわずかながら増加したものの、両年度とも対見込率は80%を下回りました。しかし、平成29年度には大幅に増加し、対見込率は112.7%となっています。

■第4期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	見込量	人日/年	314	314	314
	実績値	人日/年	235	246	354
	対見込率	%	74.8	78.3	112.7

第5期計画の見込量

○平成29年度の実績から、平成30年度は350人日とし、平成31年度は370人日、平成32年度は400人日と見込みました。

■第5期計画における訪問入浴サービス事業の年間見込量

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	人日/年	350	370	400

③ 社会参加促進事業

第4期計画の検証

- 点訳奉仕員養成講座の年間の利用者数は、平成27年度は利用がなく、平成28・29年度が6人で、対見込率は60.0%となっています。
- 朗読奉仕員養成講座は、平成28年度には対見込率が100.0%となりましたが、平成29年度は減少に転じ、対見込率は60.0%となっています。
- 要約筆記養成講座は、平成29年度には見込量を上回りました。
- 自動車改造助成は、平成27・28年度はともに3人の利用で、対見込率は50.0%となっています。平成29年度は2人の利用で、対見込率は33.3%となっています。
- 点字・声の広報発行事業は、年々利用者数が減少し、平成29年度の対見込率は86.3%で、第4期計画期間中では最も低くなっています。

■第4期計画における社会参加促進事業の年間見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用状況		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
点訳奉仕員養成講座	見込量	人/年	10	10	10
	実績値	人/年	0	6	6
	対見込率	%	0.0	60.0	60.0
朗読奉仕員養成講座	見込量	人/年	15	15	15
	実績値	人/年	12	15	9
	対見込率	%	80.0	100.0	60.0
要約筆記養成講座	見込量	人/年	20	20	20
	実績値	人/年	19	16	21
	対見込率	%	95.0	80.0	105.0
自動車改造助成	見込量	件/年	6	6	6
	実績値	件/年	3	3	2
	対見込率	%	50.0	50.0	33.3
点字・声の広報発行事業	見込量	人/年	73	73	73
	実績値	人/年	74	68	63
	対見込率	%	101.4	93.2	86.3

第5期計画の見込量

- 点訳奉仕員養成講座及び朗読奉仕員養成講座については、第4期計画期間の見込量を踏襲します。
- 要約筆記養成講座については、平成28年度から平成29年度の増加の伸びを踏まえ、計画期間中30人と見込みます。
- 自動車改造助成については、平成27・28年度の実績から、平成30年度以降も3件と見込みます。
- 点字・声の広報発行事業については、平成29年度の利用実績の63人がそのまま利用すると見込みました。

■第5期計画における社会参加促進事業の年間見込量

事業名	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点訳奉仕員養成講座	参加者数	人/年	10	10	10
朗読奉仕員養成講座	参加者数	人/年	15	15	15
要約筆記養成講座	参加者数	人/年	30	30	30
自動車改造助成	利用件数	件/年	3	3	3
点字・声の広報発行事業	利用者数	人/年	63	63	63

4 第1期障害児福祉計画／障害児支援の見込量と確保策

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害のある児童や家族の支援」、「地域の障害のある児童を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業 未就学の障害のある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。</p>
	医療型児童発達支援	<p>肢体不自由の障害のある未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。</p>
	放課後等デイサービス	<p>就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障害のある児童や今後利用する予定の障害のある児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援（新規）
入所系	福祉型障害児入所施設	<p>施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。</p>
	医療型障害児入所施設	<p>施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。</p>
相談支援	障害児相談支援	<p>障害児通所支援を利用する全ての障害のある児童に対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。</p>

※入所系のサービスの見込みは、都道府県が行います。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援、医療型児童発達支援

第4期計画の検証

- 児童発達支援及び医療型児童発達支援ともに利用者数、利用日数は見込量を上回る利用となっています。

■第4期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

事業名	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	見込量	人/月	31	38	45	人日/月	164	201	239
	実績値	人/月	43	59	75	人日/月	181	431	860
	対見込率	%	138.7	155.3	166.7	%	110.4	214.4	359.8
医療型児童発達支援	見込量	人/月	20	20	20	人日/月	278	278	278
	実績値	人/月	23	23	22	人日/月	334	318	306
	対見込率	%	115.0	115.0	110.0	%	120.1	114.4	110.1

注)平成29年度は、4月～11月の実績を基にした月平均見込値(以下、障害児支援の実績値について同様)

第1期障害児福祉計画の見込量

○児童発達支援の利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。

利用日数は、1人当たり12.0日として乗じています。

○医療型児童発達支援の利用者数は、通園施設の定員数で見込んでいます。利用日数は、第4期計画の平均利用日数を基に、1人当たり14.1日として乗じています。

■第1期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量

事業名	項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数	人/月	91	107	123
	利用日数	人日/月	1,092	1,284	1,476
医療型児童発達支援	利用者数	人/月	25	25	25
	利用日数	人日/月	353	353	353

② 放課後等デイサービス

第4期計画の検証

- 利用者数は各年度共に見込量を下回りましたが、利用日数は各年度共に見込量を上回り、増加傾向にあります。

■第4期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人/月	292	330	375	人日/月	1,577	1,782	2,025
実績値	人/月	230	299	356	人日/月	2,284	3,245	4,031
対見込率	%	78.8	90.6	94.9	%	144.8	182.1	199.1

第1期障害児福祉計画の見込量

- 利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。利用日数はこれまでの伸びを勘案し、1人当たり利用日数を12.0日として乗じています。

■第1期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	419	482	545
利用日数	人日/月	5,028	5,784	6,540

③ 保育所等訪問支援

第4期計画の検証

- 訪問回数は見込量を上回っており、少しずつ増加しています。

■第4期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	訪問回数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	回/月	1	1	1
実績値	回/月	2	4	5
対見込率	%	200.0	400.0	500.0

第1期障害児福祉計画の見込量

○訪問回数は、1か月当たり平成30年度を6回とし、以後1回ずつ増と見込んでいます。

■第1期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問回数	回/月	6	7	8

(2) 障害児訪問支援

① 居宅訪問型児童発達支援（新規）

第1期障害児福祉計画の見込量

○居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からの新規サービスであり、今後サービスの導入を検討するものとし、当面該当なしとしています。

■第1期計画における居宅訪問型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問回数	回/月	0	0	0

(3) 障害児相談支援

第4期計画の検証

●平成27年度はほぼ見込みどおりででしたが、平成28年度、平成29年度は利用が大きく伸び、見込量のおよそ2倍となっています。

■第4期計画における障害児相談支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見込量	人/月	29	33	38
実績値	人/月	32	67	74
対見込率	%	110.3	203.0	194.7

第1期障害児福祉計画の見込量

○利用者数は、第4期計画の実績の伸びを踏まえて見込んでいます。毎年度21人ずつ増として設定しています。

■第1期計画における障害児相談支援の月平均見込量

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	95	116	137

(4) 医療的ケアが必要な児童の支援のためのコーディネーターの配置

第1期障害児福祉計画の見込量

○医療的ケアが必要な児童に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、「医療的ケアが必要な児童」としてみなす範囲をはじめ、コーディネーターの役割を担うべき者と、1人当たりが担いうる対象者の人数も含め、今後検討すべき点があることから、今後協議を進め、平成32年度の配置をめざします。

(5) 子ども・子育て支援事業計画との連携

第1期障害児福祉計画の策定にあたり、「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成29年3月31日雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）では、「障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要がある。」とのことから、本計画においても、岸和田市子ども・子育て支援事業計画との連携を図ります。

なお、岸和田市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年3月に策定し、平成27年度から平成31年度までを計画期間としています。その中間年にあたる平成29年度には、岸和田市子ども・子育て支援事業計画の見直しを行っています。以下については、岸和田市子ども・子育て支援事業計画（中間年の見直し後）から抜粋した内容を記載しています。また、見込量については、障害のある児童も含めた児童全体の数値であり、平成30年度及び平成31年度のみ記載しています。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保量

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて、次の3つの認定区分が設けられています。（子ども・子育て支援法第19条）

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【事業概要】

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

保育所：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育：施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

【量の見込みと確保量】

■幼稚園利用の1号認定の量の見込みと確保量

認定区分	単位	平成30年度		平成31年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
1号認定	人	558	1,637	544	1,584
確保量	人	607	2,802	607	2,802

■ 保育所等利用の2号認定の量の見込みと確保量

認定区分	単位	平成30年度		平成31年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
2号認定	人	782	1,652	763	1,599
確保量	人	775	1,621	786	1,644

■ 保育所等利用の3号認定の量の見込みと確保量

認定区分	単位	平成30年度		平成31年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定	人	346	1,395	346	1,337
確保量	人	338	1,311	350	1,349

② 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により、通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	4,045	4,129

③ 放課後児童クラブ（チビッコホーム）

【事業概要】

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。新制度では、対象者を6年生まで拡大しています。

【量の見込みと確保量】

	単位	平成30年度		平成31年度	
量の見込み	人	合計	1,702	合計	1,700
	人	低学年	1,521	低学年	1,528
	人	高学年	181	高学年	172
確保量	人		1,672		1,700

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	1,428	1,430

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育に向けた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	76	76

⑥ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等を実施する事業です。

- 一般型：週3日以上、かつ1日5時間以上開設
- 連携型：週3日以上、かつ1日3時間以上開設

【量の見込み】

	単位	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	18,000	18,000

⑦ 一時預かり事業（幼稚園、保育所）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所にて、一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

		単位	平成30年度		平成31年度			
幼稚園	量の見込み	合計	人日		157,416		157,296	
		内訳		1号	2号	1号	2号	
	人日		4,717	152,699	4,597	152,699		
保育所	量の見込み	人日	6,186		6,094			

5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

① 制度の周知・啓発

平成30年度から新たに開始される障害福祉サービスや、精神障害のある人の雇用が義務化されるなど、制度が変わることについて、その内容を正しく理解できるよう、障害の種別や程度などに対応し、きめ細かな周知が必要です。

また、既存の障害福祉サービスについても、内容や手続きの方法がわからなかったり、情報がないといったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、あらゆる機会や媒体を活用し、継続的な周知・啓発を進めます。

② 関係各課・関係機関との連携

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、上位計画である「第4次岸和田市総合計画」をはじめ、「第4次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等他の福祉関連計画との連携を図り、障害のある人や障害のある児童のニーズに対応するとともに、生涯を通じて適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係機関や関係各課による連絡調整等を十分に行います。

③ 国、大阪府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市が単独で対応できないものも含まれています。広域的な対応を必要とする障害のある人や障害のある児童のニーズについては、大阪府や近隣市町と連携して取り組んでいきます。

また、緊急時の対応等障害種別にかかわらず、必要な時に必要なサービスが受けられるよう、制度の充実について、国や大阪府へ働きかけます。

さらに、各種の補助制度の拡充等、財政的支援についても要望していきます。

④ 専門的人材の育成・確保

新たなサービスを含め、増加・多様化するニーズに対応できるよう、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、専門的人材の育成・確保に努めます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、大阪府が実施する各種研修などへの参加を事業者に働きかけていきます。

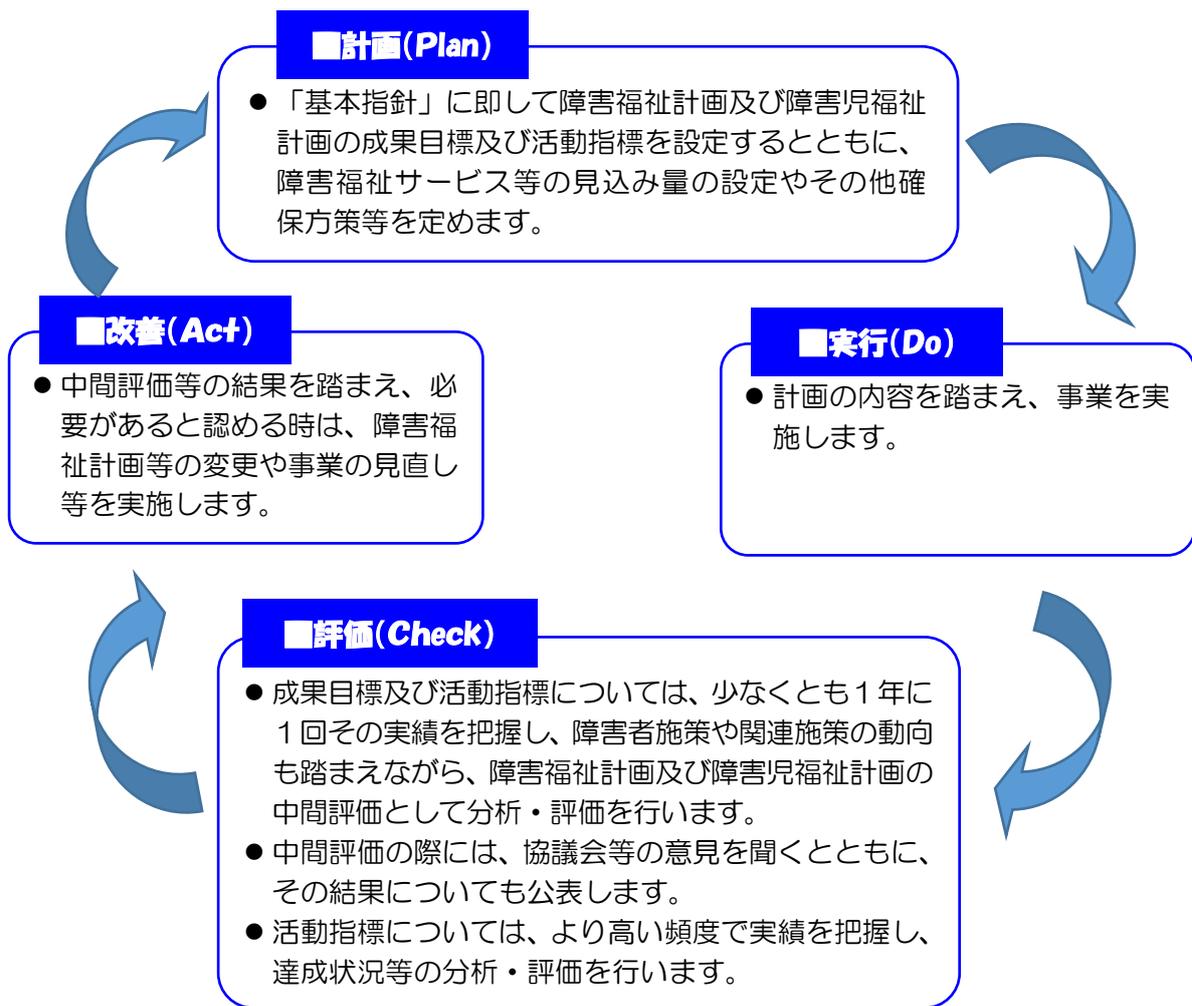
さらに、市の保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画の点検・評価については、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込み量等について、見込量や目標値の達成状況を点検・評価し、この結果に基づき、必要な計画の見直しを行います。

本市では、大阪府のスケジュールに合わせ、「成果目標」と「活動指標」について、障害者施策推進協議会にて行う予定です。

■PDCAサイクルによる計画の点検・評価のプロセスのイメージ



資料編

1 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成29年 7月13日（木）	第1回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 委嘱状の交付について 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 議事 (1) 第4期障害福祉計画の状況について (2) 第5期障害福祉計画の策定について ①障害福祉計画及び障害児福祉計画 について ②計画策定スケジュール ③アンケート（案） (3) 地域生活支援拠点について (4) その他 6 閉会
8月中旬～ 9月25日	福祉に関するアンケート調査の実施	
10月17日（火）	第2回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) 第4期障害福祉計画における成果目 標（平成29年度実績）について (2) 第5期障害福祉計画について ①第5期障害福祉計画 成果目標の 設定の考え方 ②第5期障害福祉計画目次構成案 ③アンケート報告 (3) その他 3 閉会
平成30年 1月22日（月）	第3回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福 祉計画（案）について (2) その他 3 閉会
2月6日（火）～ 3月8日（木）	パブリックコメントの実施	
3月中旬	大阪府との法定協議	
3月26日（月）	第4回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) パブリックコメント報告及び計画案 の修正について (2) 第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸 和田市障害児福祉計画の諮問について (3) その他 3 閉会

○岸和田市障害者施策推進協議会規則

平成15年3月14日規則第7号

改正

平成22年8月26日規則第30号

岸和田市障害者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)第4条の規定に基づき、岸和田市障害者施策推進協議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に依りて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月26日規則第30号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

平成29年度岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職	委員資格
◎松端 克文	副学長	桃山学院大学（社会学部）
○大谷 悟	元教授	大阪体育大学（健康福祉学部）
浦川 信司	副会長	一般社団法人岸和田市医師会
泉本 竜彦	副会長	一般社団法人岸和田市歯科医師会
岩佐 博	顧問	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会
上野 幸次	会長	岸和田市民生委員児童委員協議会
寺田 一男	会長	岸和田市身体障害者福祉会
今口 雅博	会長	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
岸上 知三	会長	岸和田貝塚はづき会（精神障害者家族会）
松藤 洋二	会長	岸和田市視覚障害者協会
松崎 恵美	会長	岸和田市聴覚障害者福祉会
高田 美穂	会計監査	岸和田市肢体不自由児者父母の会
根来 初子	事務長	岸和田市手をつなぐ育成会
西村 美佳	事務局次長	岸和田障害児（者）を守る会
叶原 生人	理事	社会福祉法人いずみ野福祉会
原 知子	生活支援員	社会福祉法人光生会
岡本 浩和	施設長	社会福祉法人かけはし
竹原 宏之	—	市民委員
谷 節子	—	市民委員
福井 清美	—	市民委員

◎会長 ○会長代理

2 用語の説明

あ 行

【アセスメント】

障害のある本人や家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。

【一元的】

一般的には、一つの中心によって全体が統一されているさまをいいますが、障害福祉サービス等の関連では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等、障害の種別によらないで、障害福祉サービス等を提供できるようにすることをいいます。

【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】

重度の障害のある人や高齢者が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアとといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

か 行

【共生型サービス】

平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、社会保障審議会介護保険部会等において議論を行い、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することが盛り込まれました。具体的には、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするものであり、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。

【ケアマネジメント】

利用者一人一人のニーズに合った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整することをいいます。

【権利擁護】

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

【高次脳機能障害】

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害と いいます。

【工賃】

一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃のことをいいます。大阪府では、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表しています。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としています。

【コーディネーター】

ものごとを調整する役の人のことです。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいいます。

さ 行

【自立支援医療（精神通院医療）】

自立支援医療は、心身の障害の状態を軽減することなどを目的に給付される医療費で、精神通院医療費、身体障害者の更生医療費、障害児の育成医療費から構成されます。精神通院医療は、精神障害を持ち、継続的な入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

【自立支援協議会】

地域の障害福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として、関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進めます。

【身体障害】

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されています。

【市民後見人】

成年後見制度によって活動する後見人の一種で、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の、市民を含めた後見人のこと。また、法人後見人とは、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となります。

【精神障害】

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度を利用するためには、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うこととなります。なお、身寄りのいない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

【ソーシャルワーク】

社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることをめざすために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称です。代表的なものとしてケースワーク（個別援助技術）、グループワーク（集団援助技術）、コミュニティワーク（地域援助技術）などがあります。

た 行

【地域包括ケアシステム】

誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス、在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者をはじめ地域住民や地域団体等が連携・協力して、一体的・体系的に切れ目なく提供する仕組みのことをいいます。

【地域生活支援拠点等】

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点施設あるいは単独機能施設の集合体をいいます。

【知的障害】

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【特別支援学校】

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことで、学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

な 行**【難病】**

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害のある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。平成27年1月には、障害福祉サービスの対象疾病は、130疾病から151疾病に、同年7月1日からは332疾病に、平成29年4月1日からは358疾病に順次拡大されています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27年7月1日からは306疾病に、平成29年4月1日からは330疾病に拡大されました。

【ニーズ】

ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。

は 行

【発達障害】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

ら 行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。

**第5期岸和田市障害福祉計画・
第1期岸和田市障害児福祉計画**

平成30年3月

編集・発行 岸和田市 福祉部 障害者支援課
子育て応援部 子育て支援課
〒596-8510
大阪府岸和田市岸城町7番1号
TEL : 072-423-2121 (代表)
FAX : 072-431-0580